国連経済社会局

DEPARTMENT OF ECONOMIC AND SOCIAL AFFAIRS

国連持続的開発委員会
持続的開発に関する世界サミット準備委員会
第 2 回準備会合
2002 年 1 月 28 日－2 月 8 日

第2回ローカルアジェンダ21調査報告書
バックグラウンドペーパー No.15

ICLEI（国際環境自治体協議会）

•I•C•L•E•I

International Council for
Local Environmental Initiatives

目次

Table of Contents

概要----------1
1.はじめに----------2
2. 方法論----------3
2.1. 回答率と解析検証プロセス----------4
3. 調査結果と分析----------7
3.1. 国家キャンペーンの役割---------- 11
3.2. ローカルアジェンダ 21 の取り組みはどこまで進んでいるか---------- 14
3.3. ローカルアジェンダ 21 の取り組みの焦点は何か----------17
3.4. ローカルアジェンダ 21 を通じて何が達成されたか----------19
3.5. ローカルアジェンダ 21 実行の障害は何か----------21
3.6. 将来のローカルアジェンダ 21 の取り組みはどこへ向かうのか---------- 22
4.実行されているローカルアジェンダ 21：世界各国における経験----------24
5.提案と結論---------- 27
ローカルアジェンダ 21 に関する各地域の情報源---------- 31
参考文献----------33
付録 1－自治体連合組織用調査票
付録 2－自治体用調査票

1992 年、環境と開発に関する国連会議において、世界の指導者達は持続可能な開発(sustainable development)に向けた地球規模の行動計画であるアジェンダ 21 に合意した。アジェンダ 21 は、その中で、自治体に個々の優先順位に沿ったローカルアジェンダ 21 の策定を呼びかけている。2002 年に行われる持続可能な開発に関する世界サミットでは、持続可能性(sustainability)に到達するための、新しい取り組みと具体的な行動に焦点を当てながら、1992 年以降に見られたローカルアジェンダ 21 活動の成果と、その進展の障害となるものを検証する。

2000 年 11 月から 2001 年 12 月にかけて、ICLEI (International Council for Local Environmental Initiative) は、持続可能な開発に関する世界サミット国連事務局の支援を受け、国連開発計画のキャパシティ 21 と共同でローカルアジェンダ 21 の取り組みに関する第 2 回国際調査を実施した。この調査の目的は、 ローカルアジェンダ 21 実行の進捗状況の検証、 自治体が直面している制約の解明、 ローカルアジェンダ 21 の取り組みを世界規模に拡大するために必要な支援の取り纏めであった。合計 113 カ国 633 自治体と、146 自治体連合組織が調査に対して回答した。

主な調査結果は以下の点を含んでいる。

- 113 カ国の 6,416 自治体が、ローカルアジェンダ 21 の取り組みに公式にコミットしているか、もしくは積極的に取り組みを実行している。
- 18 カ国で国家キャンペーンが行われ、2,640 のプロセスがそれに関連して実行されている。
- ローカルアジェンダ 21 に取り組む自治体の 73%において、公式な利害関係者グループが存在している。
- 回答した自治体の 59%では、ローカルアジェンダ 21 の取り組みが行政システムに統合的に採用されている。
- 経済状況にかかわらず、水資源管理が、世界全ての地域(World Region)[1]において自治体の共通した優先事項である。
- 経済状況にかかわらず、世界全ての地域において、自治体は、より成功裏にローカルアジェンダ 21 の取り組みを行う上での障害として、財政支援と国の政治的コミットメントの不足を挙げている。

調査結果分析によって、世界全ての地域(World Region)においてローカルアジェンダ 21 の策定数が劇的に増加していることが明らかになった。自治体は、大部分のローカルアジェンダ 21 への取り組みを主導している。そして、これら自治体の実際の経験は、国や国際プログラムが支援を供給する際の検討内容に反映されている。今後は、各自治体のニーズを反映した効果的なモニタリングと評価プロセスによって、実際の行動と結果に焦点が当たることになる。調査結果は、国家キャンペーンなどに見られるような国の支援が、ローカルアジェンダ 21 の拡大に非常に重要な役割を果たしていることを示している。世界的に、特に中程度及び低所得国において、この種の支援と協働を増大させる必要がある。国のローカルアジェンダ 21 キャンペーンに加えて、持続可能な開発を促進する自治体の能力を高めるための国の政策が不可欠である。

[1] 本文中では、アジア太平洋、ヨーロッパ、アフリカなどの世界地域を「地域(World Region)」と記し、その他特に注釈のない場合は、英文で「Local」とされている語句を「地域」として記す。また、これらの語句が併用的に用いられている場合は、明確さを期すため、後者を「地域(ローカル)」等の形で記す。

1. はじめに

地球サミットとして知られる 1992 年の環境と開発に関する国連会議(UNCED: United Nations Conference on Environment and Development)以来、持続可能な開発に関する課題を解決するにあたって、自治体とコミュニティが根本的に重要であるとの認識がますます高まっている。地方政府の役割は、地球サミットにおいて採択されたアジェンダ 21 の第 28 章で、以下のように認識されている。

> アジェンダ 21 に示されている非常に多くの問題と解決策が、自治体レベルでの活動に根ざしているため、この目的を達成するためには、自治体の参加と協力が決定的に重要な要素となる。自治体は経済・社会・環境に関する基盤を建設・運営・維持し、計画過程を監督し、各地域の環境政策と規制を策定し、国とそれに準ずるレベルにおいてなされる環境政策の実行を支援する。人々に最も近いレベルの政府として、自治体は、持続可能な開発を促進するために、市民を教育し、包含し、市民の期待に応える上で重要な役割を有する。

1996 年の第 2 回国連人間居住会議(HabitatⅡ)を受けて採択されたハビタットアジェンダは、特にローカルアジェンダ 21 の取り組みを含んだハビタットアジェンダの実行とモニタリングに必要な地域対策、合意形成、プログラム策定、行動の過程に、地域レベルにおける全ての利益集団の参加を促した。人間居住のあり方や拡大の方向性は、そこに住む人々の健康と持続可能性の程度だけでなく、より広範囲に渡る地球規模のコミュニティにおけるそれらの程度も決定する。

2002 年に、国連はアジェンダ 21 の地球規模での進捗状況を確認・評価し、持続可能な開発に到達するための新たな取り組み及び具体的な活動を促す目的で、持続可能な開発に関する世界サミット(ヨハネスブルグサミット)を開催する。ICLEI は多数の自治体協力組織の支援を受けて、ヨハネスブルグサミットのための自治体準備プロセスを促進する役割を担っている。この準備プロセスには、地域(World Region)及び国際会議、専門家会合、ヨハネスブルグサミット事務局に提出されるダイアローグペーパー(意見交換報告書)[2]の準備が含まれている。今回の調査の一部として、ICLEI は、ヨハネスブルグサミットのための国連事務局の支援を受け、国連開発計画のキャパシティ 21 と共同で、ローカルアジェンダ 21 に関する国際調査を実行した。本調査は、ICLEI と政策調整及び持続可能な開発局(DPCSD: Department for Policy Coordination and Sustainable Development)が 1997 年に行った「ローカルアジェンダ 21 調査:自治体と、その国内及び国際団体のアジェンダ 21 への対応」の追跡調査である。

自治体のローカルアジェンダ 21 への対応に関する最新の調査報告書は、持続可能な開発をさらに進める上で、自治体が直面している課題や、必要とされている支援内容を明らかにしている。調査結果は、1992 年以来、何千もの大都市・市・町・郡が、コミュニティの環境・社会・経済的ニーズに沿って、コミュニティと共に行動計画を策定し、持続可能な開発に向けた行動を実践し、その進捗状況を確認するために行動してきたことを示している。これをさらに進展させるためには、自治体やその連合組織による活動の重要性が認識され、支援を受けることが決定的に重要である。それによって、自治体やその連合組織は、より全般的に地球規模の持続可能な開発に関する取り組みに参画できるようになる。

---

[2] 自治体政府によるダイアローグペーパー ―持続可能な開発の促進:地域の行動が世界を動かす―
(www.iclei.org/johannesburg2002/final_lgdp.pdf)

世界的なローカルアジェンダ 21 の状況を評価するために、別個な二つの調査票を準備し、配布した。これらは、質問内容が地域的に妥当であるように、国際的な検討を経て準備されたものである。調査票の配布と収集は 2000 年 11 月に開始され、2001 年 12 月に完了した。

自治体連合組織及び自治体機関に対するローカルアジェンダ 21 調査票(以下自治体連合組織調査票、付録 1 を参照)は、14 の質問から成り、中央政府及び国レベルでの自治体連合組織を含む、地域、国、国際機関を調査対象とした。主な目的は、国レベルでの、ローカルアジェンダ 21 活動の広がりに関する定数データの収集にあった。この調査票は、まず存在が把握されている世界各国の 327 の連合組織に配布された。自治体連合組織体調査票は、持続可能な開発協議会(the National Council for Sustainable Development)、国連開発計画環境及び資源グループのメンバーにも送られた。また、調査課程でその存在が明らかになった何百もの自治体連合組織も追加的に調査対象とした。

自治体に対するローカルアジェンダ 21 調査票(以下自治体調査票、付録 2 を参照)は 26 の質問から成り、地方議会及び自治体を調査対象とした。目的は、ローカルアジェンダ 21 の取り組みに関する詳細な定性情報の収集にあった。この調査票は、まず存在が把握されている世界各国の 2,000 の自治体に配布された。追加配布は、ICLEI 地域事務所及びヨハネスブルグサミットに向けて行われた地域(World Region)別自治体会議を通じて行った。他の多くの自治体連合組織及び機関も、そのメンバーへの質問の配布や、インターネット上に掲示するなどの形で調査に協力した。

これら二つの調査票は共に、印刷物もしくは電子データ(PDF フォーマット)として、または ICLEI のウェブサイト(www.iclei.org/johannesburg2002)からオンラインで配布された。英語で準備されたこれらの調査票は、スペイン語、ポルトガル語、中国語、日本語、フランス語、韓国語に翻訳された。ICLEI 日本事務所は、環境事業団の地球環境基金の支援を受けて、日本、韓国、中国で調査を行った。

記入が完了した調査票は、郵便またはファックスでの送付か、インターネット上での回答によって回収された。インターネットを通じた調査回答方式は、世界各国の連合体や自治体の経験を、簡単に素早く数値化できるという点で優れていた。しかし、この方法論の採用には、本調査が世界各国のローカルアジェンダ 21 の状況に関する幅広い考察を提供する関係上、データの明確なサンプルサイズを決定できないという限界がある。従って、この方法論によって収集された調査回答は、厳密な統計的枠組みによっては分析できない。調査回答は、この制限下で慎重に編集・検証されている。多くの調査回答は、経済的に比較可能なグループごとに、国家キャンペーンの有無を分けて分析されている。1997 年の調査と同様、世界銀行の分類[3]に基づいて、各国を 3 つの GNP(国民総生産)カテゴリー(0ー755US ドル、756-9265US ドル、9266US ドル以上)に分けている。これらのグループを、以下それぞれ低・中・高 GNP と表記する。この内、中 GNP のカテゴリーが最も多様であることに注意する必要がある。このカテゴリーには、韓国、中・東欧、その他ほぼすべての地域の国々の自治体が含まれる。

[3] GNP は世界銀行による 2001 年の計算に基づいている。

調査によって判明した事象の分析内容を纏めて提示するために、調査結果をテーマごとに示してある。各テーマに関連する質問は、各セクションの冒頭に定義してあり、また文章内でも触れている。付録 1 と 2 には、今後の参考のために調査票のすべてを収録してある[4]。

2.1. 回答率と解析検証プロセス

今回の評価のために、ローカルアジェンダ 21 は以下のように定義された。

> ローカルアジェンダ 21 は、アジェンダ 21 の目標を地域レベルで達成するために、持続可能な開発に向けた優先的な課題に取り組むための長期的な行動計画を策定・実践する、多様な利害関係者による参加型のプロセスである。

この定義に加えて、いくつかの基本的な基準を設けた。1997 年の調査では、自治体と自治体連合組織双方に対し、以下の判断基準によってローカルアジェンダ 21 の取り組みを実行する自治体を特定するよう依頼した。

- 長期的に持続可能な開発の行動計画を策定する。政策調整団体の役割を担う地域の利害関係者グループを編成し、計画策定プロセスを**マルチセクター間で取り決める**。
- ビジョンの共有化を図り、具体的活動の提案を行ってこれらに優先順位をつける。そのために、コミュニティグループ、NGO、企業、教会、政府機関、専門家グループ、組合などのコミュニティ**パートナーと協議を行う**。
- 地域の社会・経済・環境の現状とニーズに対応するため、**参加型のアセスメントを行う**。
- 行動計画に掲げたビジョンと目標を達成するため、主要な利害関係者間の話し合いを通じて参**加型の目標設定を行う**。
- 進捗状況を追跡調査し、参加者が行動計画に対して互いに責任を持てるようにするため、地域の指標をふくむ**モニタリングと報告**の手順を設定する。

[4] 全ての質問とそれに対する回答は、ICLEI のウェブサイトで入手可能である(www.iclei.org)。

自治体調査

合計 65 カ国 633 の自治体が本調査に対して回答した。その内、89%が上記基準を満たし、従ってそれらを調査結果分析の対象とした。調査に回答した自治体数ではアジア太平洋地域が最多であり、中でも日本と韓国の回答数が最も多くなっている。

図1：地域別自治体回答数の内訳

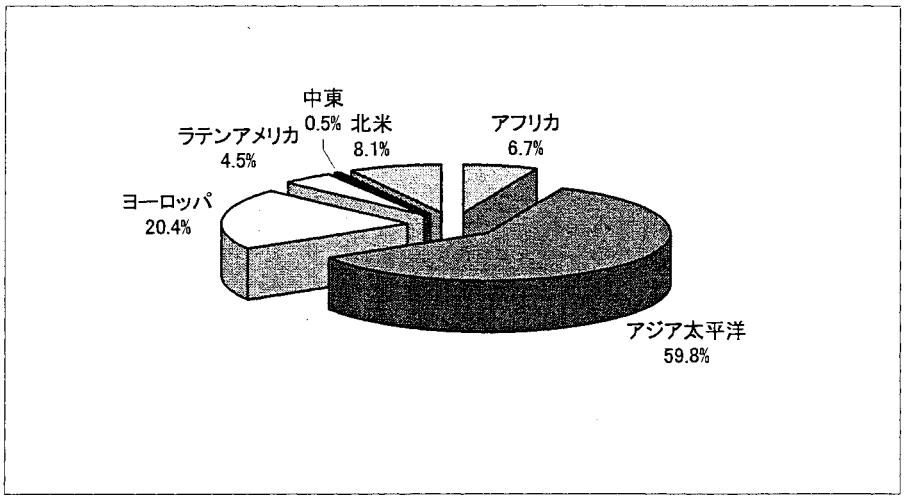

自治体連合組織調査

合計 105 カ国 146 の自治体連合組織が本調査に対して回答した。その内、92%がローカルアジェンダ 21 の促進に何らかの形で関わっているとみなされた。これらの自治体連合組織には、できるだけローカルアジェンダ 21 の取り組みを実行している自治体を特定するよう依頼した。本調査に記録されているローカルアジェンダ 21 の取り組みの大部分は、自治体連合組織調査によって明らかになったものである。これら自治体連合組織から寄せられた調査回答は、回答者に対する直接インタビュー、他の既存報告との比較、特定の国や地域の専門家との協議など、多様な方法を用いて個別に検証した。

図 2：地域別自治体連合組織回答数の内訳

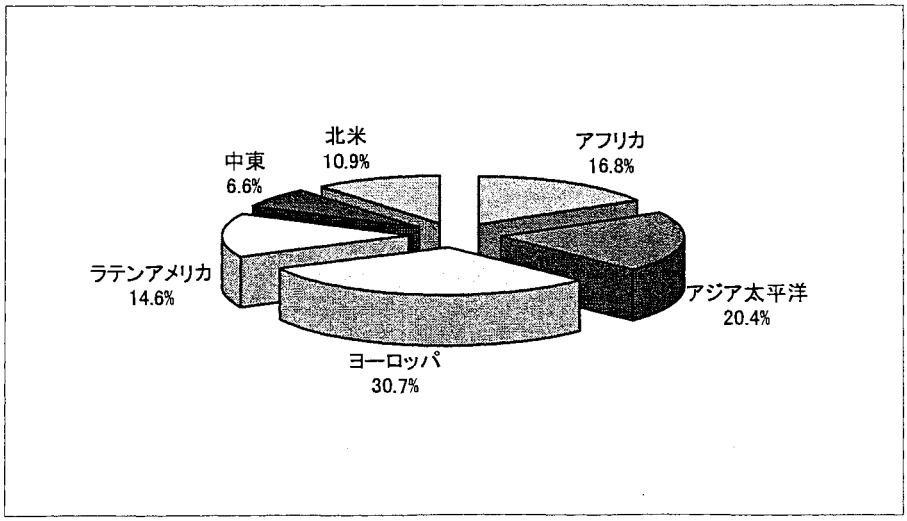

自治体連合組織調査の回答者には、彼らがローカルアジェンダ 21 を定義するために使用した判断基準を明確にするよう依頼した。これは、彼らの定義が本調査で使われているものと同様であることを確認するためである（図3参照）。ここで特定された自治体を本調査結果に算入するためには、各自治体連合組織がローカルアジェンダ 21 を定義するにあたって、以下の判断基準を採用することが不可欠であった。

図 3：ローカルアジェンダ 21 もしくは同様の持続可能な開発の取り組みの定義に使用された判断基準（自治体連合組織調査質問 6）

判断基準
地域市民の参加プロセスが構築されていること
経済・社会・環境ニーズに対応した形で持続可能な将来に向けてのビジョンに関する合意が形成されていること
活動状況を監督する円卓会議、利害関係者グループ、公開討論会もしくはそれらと同等の多様なセクターのコミュニティグループが設立されていること
行動計画を準備していること
具体的な長期的目標のある行動計画を準備していること
進捗状況のモニタリング指標を確立していること
モニタリングと報告の枠組みを確立していること

自治体連合組織調査は、ローカルアジェンダ 21 に活発にかかわっている自治体数の特定も試みた。本調査の目的にあわせて「活発である」と認識されるためには、自治体はローカルアジェンダ 21 への公式なコミットメントだけでなく、例えば、市民との協議プロセスや、行動計画の策定等の活動が行われていなければならない。ただし、これらの情報は、自治体レベルでの活動に関連する自治体連合組織を通じて集められたものであり、あくまでも推定である。また、この種の情報は収集・検証が困難であるため、本調査結果分析は保守的であり、活発に活動する自治体を対象から漏らしている可能性がある。

本調査によって、2001 年 12 月の時点で 113 カ国 6,416 の自治体が、ローカルアジェンダ 21(LA21)活動にかかわっていることが明らかになった。その内、44%の自治体がローカルアジェンダ 21 プログラムを実行しており、その他は取り組みへのコミットメントを開始してはいるもののその段階から先へは進んでいない。64 カ国 1,812 のローカルアジェンダ 21 の取り組みが報告された 1997 年の調査結果を踏まえれば、これは大きな増加である。図 4 は本調査の目的に準じて抽出された結果の要約である。これらは、二つの調査を編集したものであるが、その内大多数(5,853)が自治体連合組織調査から特定されたものである。

調査結果は、ローカルアジェンダ 21 の取り組みが世界的に拡大していることを明示している。1997 年の調査以来、新たに 49 カ国でローカルアジェンダ 21 の取り組みが確認された。しかしながら、経済差や地域差等、異なる条件下では、ローカルアジェンダ 21 の取り組みの実行レベルに差異が認められる。先進国においては、1997 年と比較して 3 倍以上のローカルアジェンダ 21 が存在する。それよりも低い GNP のカテゴリーにおいても、ローカルアジェンダ 21 の合計が 118 から 833 に増加するという大きな進歩がしるされている。一方、地域別では、ヨーロッパにおける活動が最も活発であり、5,292 の自治体がローカルアジェンダ 21 の取り組みに関わっている。これらの結果はローカルアジェンダ 21 の取り組みが過去 5 年で劇的に増加していることを示している。

図 4 は、GNP 毎のローカルアジェンダ 21 の取り組みを纏めたものであり、地域別及び国別にこの取り組みにコミットする自治体数を示している。ただし、これらの数字を見るにあたっては、各国の自治体の数に大きな違いがあることを認識しておかなければならない。例えば、ローカルアジェンダ 21 の国家キャンペーンが行われていないドイツでは、自治体連合組織がこの取り組みを支援し、また綿密に追跡しており、2,000 以上の地方議会がローカルアジェンダ 21 の取り組みの実行を可決している。これら 2,000 の自治体は、ドイツ全体の 12%を占めている。他方、国による強力なキャンペーンが実施されているスウェーデンでは、ローカルアジェンダ 21 の取り組みが導入されている自治体は 289 にとどまるが、これはスウェーデンの自治体のほぼ 100%にあたる。

図 4：GNP 別ローカルアジェンダ 21 調査結果

地域	低 GNP (US$0－755)	LA21 数	中 GNP (US＄756-9265)	LA21 数	高 GNP (US＄9266－)	LA21 数
アフリカ	ベニン	1	アルジェリア	3		
	ブルンジ	2	エジプト	7		
	カメルーン	1	ガボン	1		
	コンゴ共和国	2	リビア	2		
	ガーナ	3	モロッコ	5		
	ケニア	11	ナミビア	5		
	マダガスカル	5	南アフリカ	20		
	マリ	2	チュニジア	1		
	マラウィ	4				
	モーリタニア	1				
	モザンビーク	2				
	ナイジェリア	5				
	ルワンダ	1				
	セネガル	3				
	スーダン	1				
	タンザニア	13				
	トーゴ	2				
	ウガンダ	5				
	ザンビア	4				
	ジンバブエ	39				
	20 カ国	107	8 カ国	44		
	28 カ国において 151 のローカルアジェンダ 21 が存在する					
アジア 太平洋	バングラディシュ	2	中華人民共和国	25	オーストラリア	176
	インド	14	韓国	172	日本	110
	インドネシア	8	マレーシア	9	ニュージーランド	37
	モンゴル	22	フィリピン	28	シンガポール	1
	ネパール	4	スリランカ	24		
	パキスタン	1	タイ	21		
	ベトナム	20				
	7 カ国	71	6 カ国	279	4 カ国	324
	17 カ国において 674 のローカルアジェンダ 21 が存在する					

図 4：GNP 別ローカルアジェンダ 21 調査結果（続1）

地域	低 GNP (US$0—755)	LA21 数	中 GNP (US＄756-9265)	LA21 数	高 GNP (US＄9266—)	LA21 数
ヨーロッパ			アルバニア	7	オーストリア	64
			ボスニア・ヘルツェゴビナ	1	ベルギー	106
			ブルガリア	22	デンマーク	216
			クロアチア	20	フィンランド	303
			キプロス	1	フランス	69
			チェコ共和国	42	ドイツ	2,042
			エストニア	29	ギリシャ	39
			ハンガリー	9	アイスランド	37
			ラトビア	5	アイルランド	29
			リトアニア	14	イタリア	429
			モンテネグロ	2	ルクセンブルグ	69
			ポーランド	70	オランダ	100
			ルーマニア	12	ノルウェー	283
			ロシア	29	ポルトガル	27
			スロバキア共和国	30	スペイン	359
			スロベニア	3	スウェーデン	289
			ウクライナ	9	スイス	83
			ユーゴスラビア	18	イギリス	425
			18 カ国	323	18 カ国	4,969
	36 カ国において 5,292 のローカルアジェンダ 21 が存在する					
ラテンアメリカ	ニカラグア	5	アルゼンチン	1		
			ボリビア	1		
			ブラジル	36		
			チリ	15		
			コロンビア	6		
			コスタリカ	4		
			キューバ	2		
			ドミニカ	1		
			エクアドル	13		
			ギアナ	1		
			ホンジュラス	6		
			ジャマイカ	5		
			メキシコ	2		

図 4：GNP 別ローカルアジェンダ 21 調査結果（続 2）

地域	低 GNP (US$0－755)	LA21 数	中 GNP (US＄756-9265)	LA21 数	高 GNP (US＄9266－)	LA21 数
ラテンアメリカ（続）			ペルー	17		
			トリニダードトバゴ	1		
			ベネズエラ	3		
	1 カ国	5	16 カ国	114		
	17 カ国において 119 のローカルアジェンダ 21 が存在する					
中東			イラン	2	バーレーン	1
			ヨルダン	4	イスラエル	3
			レバノン	6	クウェート	1
			オマーン	1	カタール	1
			サウジアラビア	4		
			シリア	2		
			トルコ	50		
			アラブ首長国連邦	2		
			イエメン	2		
			9 カ国	73	4 カ国	6
	13 カ国において 79 のローカルアジェンダ 21 が存在する					
北米					カナダ	14
					アメリカ合衆国	87
					2 カ国	101
	2 カ国において 101 のローカルアジェンダ 21 が存在する					
小計	**28 カ国**	**183**	**57 カ国**	**833**	**28 カ国**	**5,400**
合計	**113 カ国において 6,416 のローカルアジェンダ 21 が存在する**					

3.1. 国家キャンペーンの役割

1997 年調査において明らかになったように、ローカルアジェンダ 21 に対する国家キャンペーンの存在は、この取り組みの拡大に重要なかかわりを持っている。ローカルアジェンダ 21 を促進する国家キャンペーンは 18 カ国に存在し、これはローカルアジェンダ 21 全世界合計の 41%(6,416 の内 2,640、図 5 参照)を占める。所与のキャンペーンが本調査の目的に準じて「国家的ローカルアジェンダ 21 キャンペーン」と認識されるためには、以下の基準を満たさなければならない。

- 中央政府もしくはその他の組織によってその取り組みが運営され、国家的視野から当該国内すべての自治体を包含するものであること
- 直接的資金援助、もしくは出版物、ワークショップ、情報共有などを通じた資源提供、また場合によっては国の政策変更などの支援提供が行われていること
- 個人・団体等の社会構成主体(public)の参加、多様な利害関係者グループの存在、社会・環境・経済ニーズの対等な扱いなど、ローカルアジェンダ 21 の定義と強い関連性があること

図 5:国家キャンペーンを伴うローカルアジェンダ 21 の調査結果

地域	国家キャンペーンなし				国家キャンペーンあり	
	国名	LA21 数	国名	LA21 数	国名	LA21 数
アフリカ	ベニン	1	スーダン	1	南アフリカ	20
	ブルンジ	2	タンザニア	13		
	カメルーン	1	トーゴ	2		
	コンゴ共和国	2	ウガンダ	5		
	ガーナ	3	ザンビア	4		
	ケニア	11	ジンバブエ	39		
	マダガスカル	5	アルジェリア	3		
	マリ	2	エジプト	7		
	マラウィ	4	ガボン	1		
	モーリタニア	1	リビア	2		
	モザンビーク	2	モロッコ	5		
	ナイジェリア	5	ナミビア	5		
	ルワンダ	1	チュニジア	1		
	セネガル	3				
	小計 131 の LA21				小計 20 の LA21	

図 5:国家キャンペーンを伴うローカルアジェンダ 21 の調査結果(続1)

地域	国家キャンペーンなし				国家キャンペーンあり	
	国名	LA21 数	国名	LA21 数	国名	LA21 数
アジア太平洋	バングラディシュ	2	マレーシア	9	オーストラリア	176
	インド	14	フィリピン	28	日本	110
	インドネシア	8	タイ	21	中華人民共和国	25
	ネパール	4	ニュージーランド	37	韓国	172
	パキスタン	1	シンガポール	1	モンゴル	22
	ベトナム	20			スリランカ	24
	小計 145 の LA21				小計 529 の LA21	
ヨーロッパ	アルバニア	7	スロバキア共和国	30	デンマーク	216
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1	スロベニア	3	フィンランド	303
	ブルガリア	22	ウクライナ	9	アイスランド	37
	クロアチア	20	ユーゴスラビア	18	アイルランド	29
	キプロス	1	オーストリア	64	イタリア	429
	チェコ共和国	42	ベルギー	106	ノルウェー	283
	エストニア	29	フランス	69	スウェーデン	289
	ハンガリー	9	ドイツ	2,042	イギリス	425
	ラトビア	5	ギリシャ	39		
	リトアニア	14	ルクセンブルグ	69		
	モンテネグロ	2	オランダ	100		
	ポーランド	70	ポルトガル	27		
	ルーマニア	12	スペイン	359		
	ロシア	29	スイス	83		
	小計 3,281 の LA21				小計 2,011 の LA21	
ラテンアメリカ	ニカラグア	5	ドミニカ	1	エクアドル	13
	アルゼンチン	1	ギアナ	1	ペルー	17
	ボリビア	1	ホンジュラス	6		
	ブラジル	36	ジャマイカ	5		
	チリ	15	メキシコ	2		
	コロンビア	6	トリニダードトバゴ	1		
	コスタリカ	4	ベネズエラ	3		
	キューバ	2				
	小計 89 の LA21				小計 30 の LA21	

図 5:国家キャンペーンを伴うローカルアジェンダ 21 の調査結果(続 2)

地域	国家キャンペーンなし				国家キャンペーンあり	
	国名	LA21 数	国名	LA21 数	国名	LA21 数
中東	イラン	2	アラブ首長国連邦	2	トルコ	50
	ヨルダン	4	イエメン	2		
	レバノン	6	バーレーン	1		
	オマーン	1	イスラエル	3		
	サウジアラビア	4	クウェート	1		
	シリア	2	カタール	1		
	小計 29 の LA21				小計 50 の LA21	
北米	カナダ	14	アメリカ合衆国	87		
	小計 101 の LA21					
小計	国家キャンペーンなし 3,776 の LA21				国家キャンペーンあり 2,640 の LA21	
合計	113 カ国において 6,416 の LA21 が世界的に行われている					

国家キャンペーンはヨーロッパとアジア太平洋地域において最も一般的である(図 6 参照)。ヨーロッパでは、国家キャンペーンを行っている 8 カ国において 2,011 の取り組みがなされている。アジア太平洋では、6 カ国で活発な国家キャンペーンが行われている。これらの国でのローカルアジェンダ 21 の取り組みの数は、1997 年の 89 から 2001 年には 529 に増加している。

図 6:国家キャンペーンを伴う国におけるローカルアジェンダ 21 の取り組みの要約

	アフリカ	アジア 太平洋	ヨーロッパ	ラテン アメリカ	中東	北米	合計
国家キャンペーンを持つ国の数	1	6	8	2	1	0	**18**
ローカルアジェンダ 21 の取り組みの数	20	529	2,011	30	50	0	**2,640**

国家キャンペーンの存在は、ローカルアジェンダ 21 の取り組みの数、及びこれらの活動の程度と直接的な相関関係を示している。自治体連合組織調査結果によれば、国家キャンペーンを行っている国は、「活発な」プロセスを有する見込みが 35%増加すると言える。これは国家キャンペーンが、自治体の活動を、「ローカルアジェンダ 21 への単なるコミットメント」からさらに発展させるものであることを示唆している。ただし、これは国家キャンペーンが行われていない国におけるローカルアジェンダ 21 の取り組みが、行われている国と比べて活発でないとするものではない。本調査は、活発な自治体のローカルアジェンダ 21 の取り組みには、国家キャンペーンの有無による差異があまり見られないことを示している。例えば、国家キャンペーンの有無は、ローカルアジェンダ 21 に活発に関わる自治体における利害関係者の参加の程度、直面する障害、及び達成成果に影響していない(自治体調査票 10、14、20、21)。

3.2. ローカルアジェンダ 21 の取り組みはどこまで進んでいるか

ローカルアジェンダ 21 の取り組みの進捗状況は、利害関係者がプロセスの公式なパートナーとしてコミットしている度合い、行動計画・持続可能な開発政策・モニタリング制度が遂行されている程度など、多くの要素によって評価することが可能である。以下の自治体調査質問に対する回答によって、ローカルアジェンダ 21 の取り組みの成熟度分析を行った。

No.	自治体調査票
4	地方議会は、持続可能な開発に関するビジョンの表明、もしくはコミットメントの開始に対する議決及び準備を行っていますか
5	地方議会は、持続可能な開発に則した地方行動計画の議決及び準備を行っていますか
6	地方議会は、環境/持続可能な開発に関する政策の議決及び準備を行っていますか
7	地方議会は、環境報告書もしくは評価報告書作成の議決及び準備を行っていますか
10	利害関係者(多様なセクターのパートナーシップ)グループが、ローカルアジェンダ 21 や持続可能な開発への取り組みにおいて果たしている役割は何ですか
11	自治体が、ローカルアジェンダ 21 や持続可能な開発への取り組みにおいて果たしている役割は何ですか
12	個人・団体等の社会構成主体(public)を、ローカルアジェンダ 21 や持続可能な開発への取り組みに包含するために採用されている方法は何ですか
13	ローカルアジェンダ 21 や持続可能な開発への取り組みにおける公式パートナーにはどのようなセクターがあり、彼らが当該過程に提供する支援内容にはどのようなものがありますか

典型的なローカルアジェンダ 21 フレームワークにおいては、パートナーシップと利害関係者の特定から始まり、将来像の作成、コミュニティ毎の課題分析、行動計画策定、実行及び評価(モニタリング)を経てプロセスが進捗する(図 7)[5]。

図 7:ローカルアジェンダ 21 の取り組みの段階(質問項目 4-7)

LA21 に関する自治体計画文書	ビジョンの声明	地方行動計画	持続可能な開発に関する政策	評価報告書
文書作成を完了した自治体(%)	52%	61%	39%	34%
平均議決年	1999	1999	1998	1999
利害関係者の参加を伴って作成された文書(%)	83%	89%	77%	63%
コミュニティ参加の度合[6]	中	中	中	高
評価指標を採用している文書(%)	52%	55%	51%	70%
平均的な文書の期限[7]	4 年	4 年	2 年	1 年

[5] ローカルアジェンダ 21 フレームワークに関しては、ローカルアジェンダ 21 プランニングガイド(ICLEI、1996 年)に詳細な議論を掲載してある。本文で使用する語句の定義は以下の通り。**行動計画**とは、コミュニティの活動の道筋を示す書類である。具体的な到達点、目標、行動戦略及びコミットメント内容がこれに含まれる。**将来像(ビジョン)の作成**とは、現在の状況を評価し、問題領域を特定し、現存する問題をいかに解決し、どのように変化を管理するかについてコミュニティ全体の合意をもたらすものである。**評価指標**とは、目標達成の成否を評価し、成果測定として使用できる因子である。

[6] 1 から 5 までの参加度合いランキングに依拠する。

[7] ビジョンの声明、行動計画、持続可能な開発政策、もしくは評価報告書が有効である平均期間年数を指す。

図 7 に示されているように、作成を完了している文書の種類から、全体的な進捗のパターンは、ローカルアジェンダ 21 フレームワークと矛盾していないことがわかる。また、回答を寄せた 61%の自治体が地方行動計画に着手済みであることから、2001 年の終わりまでに半数以上のローカルアジェンダ 21 の取り組みが行動計画立案の段階に入ったことが明らかになった。1997 年の段階では、この指数は僅か 38%であった。

この調査結果は、1997 年以降の 5 年間でプロセス(取り組み過程)からアクション(行動)への大きな進展があったことを示している。

利害関係者の取り組み過程への包含

自治体が行動計画と持続可能な開発政策の策定を完了している度合いは、進捗状況を判断するひとつの指標である。しかしながら、これは利害関係者の影響力や勢力といった、取り組みの過程に関連する事象を捉えていない。調査結果によれば、世界全体で、対象となった自治体の 73%が、何らかの形で利害関係者を取り込んでいる(27%には利害関係者のグループがない)。また、自治体は一般的に取り組み過程と予算を管理している(図 8)。この結果を GNP 別に分析すると、ある差異が明らかになる。低 GNP カテゴリーでは、86%の自治体に公式な利害関係者グループがある。対照的に、高 GNP 国の自治体の内、利害関係者グループを有するものは 72%にとどまる。しかしながら、高 GNP カテゴリーの自治体の 73%がローカルアジェンダ 21 の取り組み過程と予算を管理しているのに対し、低所得国の自治体の内同様の機能を果たしているものは僅か 37%である。利害関係者グループは、発展途上国におけるローカルアジェンダ 21 の取り組み過程の意思決定に対して、はるかに高い影響力を及ぼしている。

図 8:ローカルアジェンダ 21 の取り組みにおける利害関係者グループと自治体の役割(質問 10、11)

利害関係者グループの役割		自治体の役割	
現段階で公式な利害関係者グループは存在しない	27%	自治体は取り組みにコミットしていない	1%
利害関係者グループは取り組みに何らかの影響を及ぼしている	34%	自治体は取り組みに何らかの影響を及ぼしている	9%
利害関係者グループは意思決定過程にコミットしている	21%	自治体は意思決定過程にコミットしている	19%
利害関係者グループはローカルアジェンダ 21 の取り組みに対して何らかの責任を有しているが、(それに関連する)予算を管理してはいない	10%	自治体はローカルアジェンダ 21 の取り組みに対して何らかの責任を有しているが、(それに関連する)予算を管理してはいない	11%
利害関係者グループはローカルアジェンダ 21 の取り組みに対して何らかの責任を有し、また(それに関連する)予算を管理している	9%	自治体はローカルアジェンダ 21 の取り組みに対して何らかの責任を有し、また(それに関連する)予算を管理している	60%

自治体調査では、ローカルアジェンダ 21 の取り組みにおける様々なグループの役割も検証され、自治体、コミュニティグループ、個人、NGO、企業の貢献が強調されている。図 9 は世界的にローカルアジェンダ 21 の取り組みをリードするセクターや、自治体に「公式パートナー」として最も一般的に認識されているセクターを特定するものである。

図 9:ローカルアジェンダ 21 の取り組みにおける代表的なセクター(質問 13)[8]

取り組みをリードするセクター		公式パートナー	
自治体	73%	自治体	60%
NGO	19%	個人	57%
コミュニティグループ	17%	コミュニティグループ	46%
個人	11%	個人	46%
中央政府	10%	企業	42%

図 10 はこれらのパートナーがローカルアジェンダ 21 の取り組みに貢献する多様な形を表している。全ての GNP カテゴリーにおいて、自治体は、取り組み過程をリードし、また有給職員の提供と資金援助に関して最も貢献しているセクターである。尚、図 10 では資金援助において第 4 の貢献セクターである国際組織が扱われていない点に注意が必要である。

図 10:ローカルアジェンダ 21 に対するパートナーの貢献

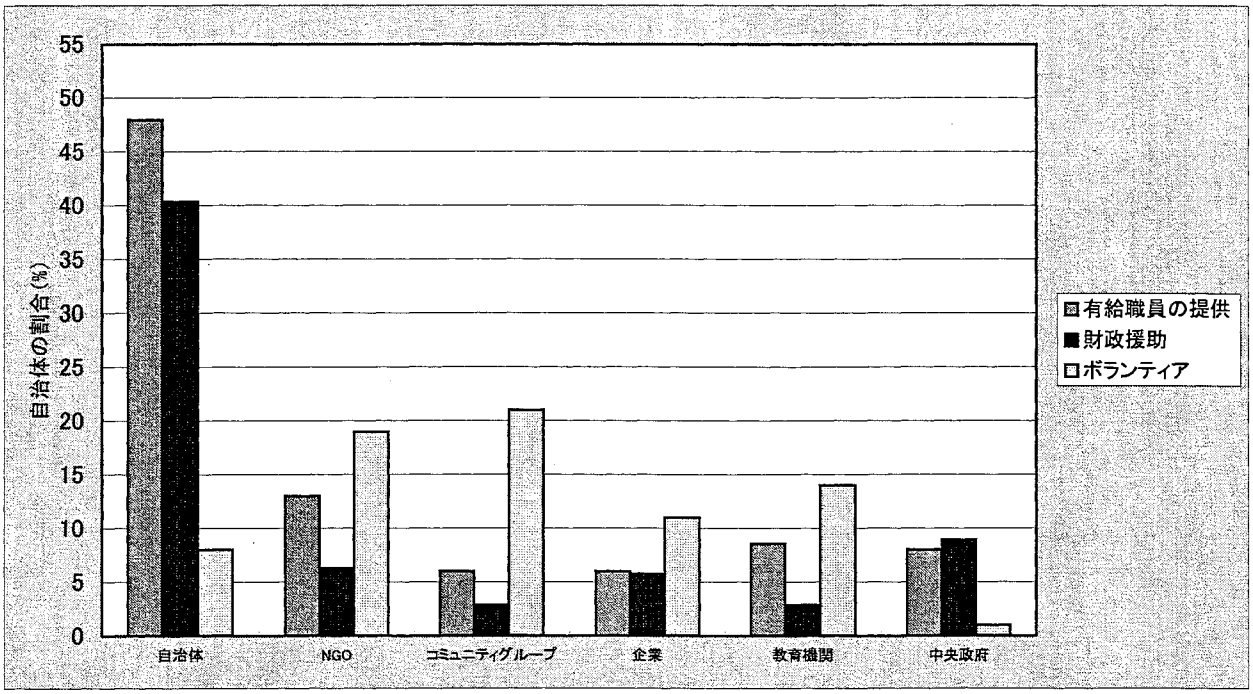

調査結果から、自治体が個人・団体等の社会構成主体(public)の参画を促進するために、コミュニティに対して様々な方法を採用していることが明らかになった。最も一般的な参画方法はコミュニティ会議及び情報共有のための会合、アンケート調査、コミュニティ講習会、作業グループの形成などである(質問 12)。一方で、調査結果は、ある特定のグループがこれらのプロセスから繰り返し排除されていることも示唆している。公式パートナーとして認識されることが最も稀なグループには、民族的マイノリティと労働組合が含まれている。利害関係者グループは世界的にローカルアジェンダ 21 の取り組みの大部分にコミットしているが、女性、民族的マイノリティ、青少年などの、グループとしての参加に対しては、今後特に努力が必要性である。

[8] 複数回等可

3.3. ローカルアジェンダ 21 の取り組みの焦点は何か

以下の質問は、世界的なローカルアジェンダ 21 の取り組みを通じて、優先課題として認識されたものを特定するためになされたものである。

No.	自治体調査票
8	あなたの自治体におけるローカルアジェンダ 21 もしくは持続可能な開発の取り組みの重要事項に最も近いものはどれですか
16	今後 3-5 年に、あなたの自治体が行うローカルアジェンダ 21 もしくは持続可能な開発の取り組みにおいて、優先事項として確定しているものはどれですか
17	あなたの自治体におけるローカルアジェンダ 21 もしくは持続可能な開発の取り組みの下で、現在遂行されている活動はどれですか

地域の優先課題を理解するために、ローカルアジェンダ 21 計画過程における重要事項を特定するよう回答者に求めた(図 11)。

図 11:世界的なローカルアジェンダ 21 の取り組みの焦点

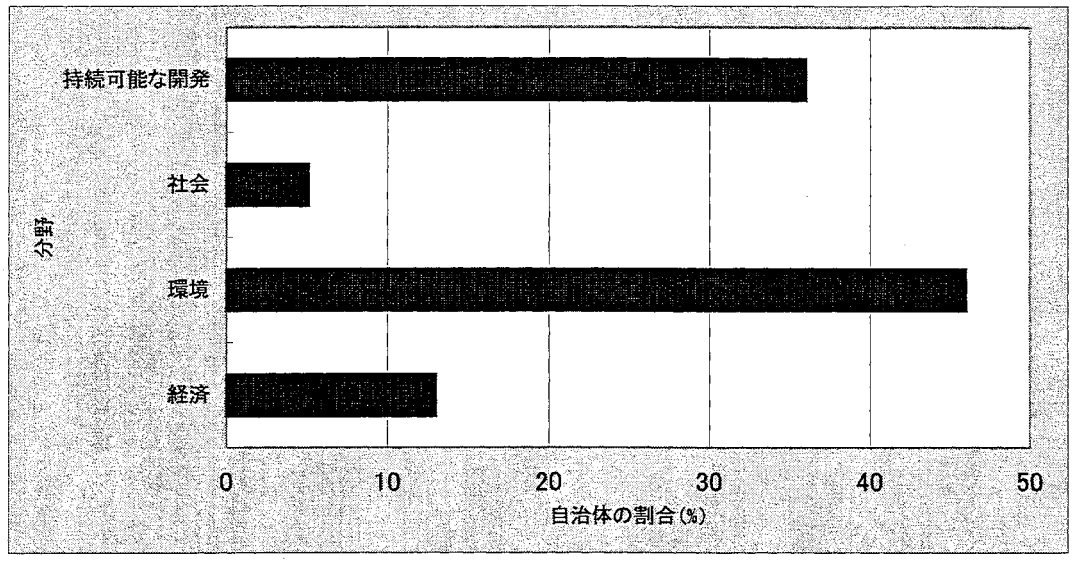

自治体の内、最多の 46%が環境に焦点を当てた取り組みを採用していることが明らかになった。より包括的であり、経済・社会・環境に関するニーズを対等な形で扱う「持続可能な開発」アプローチを取っている自治体は次に多く、36%にのぼった(図 11)。GNP 別にデータを分析すると、環境に対する関心は、先進国に集中している事が明らかになる(環境保護への注力を報告した自治体の 51%は先進国にある)。中 GNP カテゴリーの内、韓国など特定の国もまた、環境計画に深くコミットしている。発展途上国の自治体の内、環境に関するニーズに焦点を当てているのは僅か 17%である。一方、発展途上国の自治体の 34%が、経済開発を彼らのローカルアジェンダ 21 計画プロセスの最優先事項として位置づけている(これは先進国においては僅か 10%を占めるに過ぎない)。

広義の環境に対する関心と、自治体が現在遂行している活動との間には強い相関関係がある。環境問題は、現在世界的に遂行されている活動と、今後 3-5 年の優先的な問題の焦点として、顕著に現れている(図 12)。

図 12:現在遂行中のローカルアジェンダ 21 活動と優先課題(質問 16、17)[9]

順位	世界的に現在遂行中の活動	世界的な今後 3-5 年の優先課題
1	大気質(air quality)	天然資源管理
2	水資源管理	大気質(air quality)
3	エネルギー管理	水資源管理
4	交通機関	エネルギー管理
5	天然資源管理	交通機関

ローカルアジェンダ 21 の取り組みの重要事項としては、先進国の活動及び優先順位に、発展途上国のそれよりも大きなばらつきが見られる。図 13 は発展途上国において現在遂行中の活動の内、最も回答が多かった上位 5 分野を示している。発展途上国の自治体は、経済開発に焦点を当てている。これは、これらの国で貧困緩和やコミュニティ開発などが重要問題として位置づけられているためである。貧困緩和や能力構築(capacity building:キャパシティビルディング)などの課題は、GNP によって劇的な差異を見せているが、水資源管理は、すべての GNP カテゴリーにおいて唯一共通に認識された課題となっている。あらゆる GNP カテゴリーの 50%以上の自治体が水資源管理を最優先課題として認識している。これは、水資源管理分野に含まれる幅広い事象と関連しているように見える。水資源管理は、水質、保全、入手可能性といった事項を含んでおり、これは世界中の自治体が直面している課題である。

図 13:低 GNP 国と他の GNP カテゴリーとの活動内容に関する比較

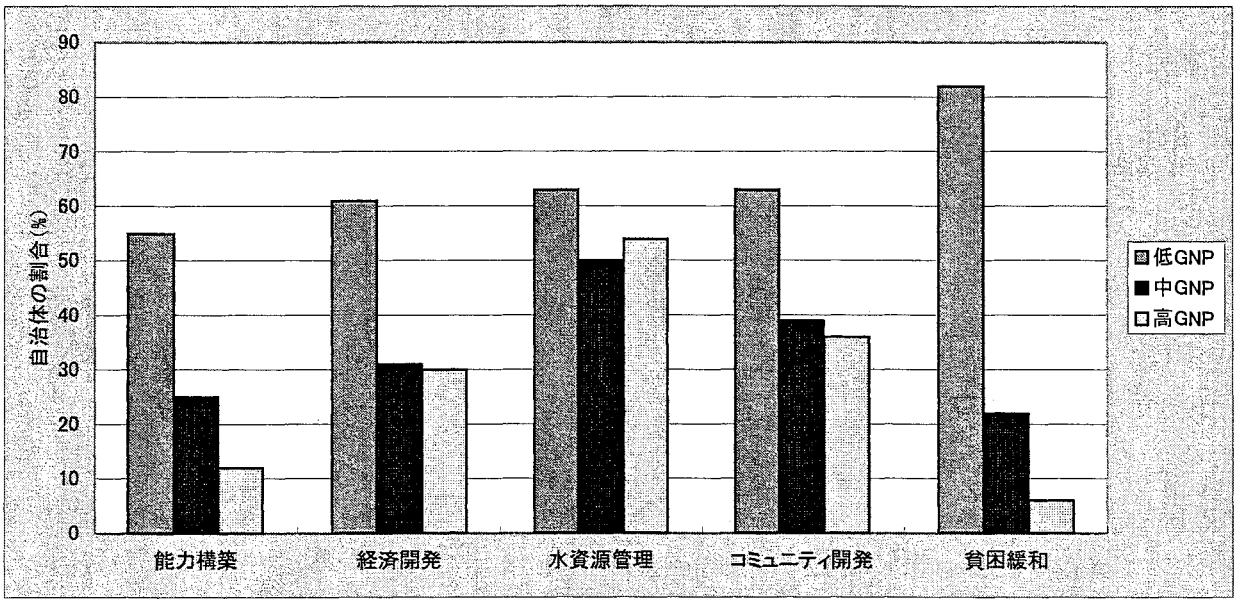

[9] 複数回答可

3.4. ローカルアジェンダ 21 を通じて何が達成されたか

ローカルアジェンダ 21 の実行は、自治体に、2 つの幅広いカテゴリーに関する成功をもたらした。第 1 は、ローカルアジェンダ 21 の原則を認識し、それを日常的な自治体行政過程に統合的に採用したことである(質問 18、19、20)。第 2 は、大気質(air quality)や個人・団体等の社会構成主体(public)の意識啓発など特定分野の改善である(質問 21)。以下の質問によってこれらの成果を検証する。

No.	自治体調査票
18	ローカルアジェンダ 21 もしくは持続可能性への取り組み過程は、 a)自治体の行政システムとは別に運用されている b)自治体行政システムに統合的に採用されている
19	どのようなアプローチで、自治体行政組織に、ローカルアジェンダ 21 もしくは同様の持続可能な開発の取り組み過程を統合的に採用しましたか
20	あなたの自治体では、ローカルアジェンダ 21 もしくは持続可能な開発プロセスの実行によって、どの分野に前向きな変化がありましたか
21	あなたの自治体では、ローカルアジェンダ 21 もしくは持続可能な開発プロセスの実行によって、どの程度の前向きな影響がありましたか
22	あなたの自治体において、持続可能な開発に向けた活動には、どのレベルの優先順位がありますか

ローカルアジェンダ 21 と行政システムの統合

回答者は、持続可能な開発に高い優先順位を与えている(質問 22)。47%の自治体が持続可能な開発を「高い」もしくは「非常に高い」優先事項として位置づけている。さらに 34%が「中程度」としている。また、自治体は、その行政システムに、ローカルアジェンダ 21 の取り組み過程を段階的に統合するための作業に着手している。自治体の大部分は持続可能な開発の取り組み過程をその行政機構に統合的に採用しようとしていると回答した(図 14)。ローカルアジェンダ 21 の取り組み過程と行政過程の統合は、成功指標の一つとして考えられる。

図 14:ローカルアジェンダ 21 もしくは持続可能な開発の取り組みの統合(質問 18、19)

取り組み過程は	
自治体行政システムと別に運用されている	41%
自治体行政システムに統合的に採用されている	59%
「ローカルアジェンダ 21 の取り組み過程は自治体行政機構に統合的に採用されている」とした回答者が採用しているアプローチは[10]	
ローカルアジェンダ 21(もしくは持続可能な開発)の課題と活動に関する情報を、地方議会議員に随時提供する手段として、取り組み過程を位置づける	71%
1 人以上の職員が持続可能な開発計画に関するトレーニングを受けている	67%
ローカルアジェンダ 21(もしくは持続可能な開発)の課題と活動に対する、全ての部門のコミットメントを維持するものとして、取り組み過程を位置づける	55%
ローカルアジェンダ 21 の取り組み過程が、地域全体に渡るプロジェクトを支えている	55%
ローカルアジェンダ 21(もしくは持続可能な開発)の課題と活動に関する情報を、全ての部門・集団に対して随時提供するものとして、取り組み過程を位置づける	54%

[10] 複数回答可

自治体は、ローカルアジェンダ 21 の取り組み過程を行政機構へ統合することの重要性を認識してはいるものの、地域自治全般のシステムにおける実際の変化ははまだ起きていない。これは全ての GNP カテゴリーと、国家キャンペーンの有無による区分全般に当てはまる事象である。

改善された分野

ローカルアジェンダ 21 の完全な統合は完了していない場合があるものの、自治体構造における行政過程には顕著な改善が見られる。図 15 は、GNP カテゴリー別に、最も顕著な改善分野のいくつかを示すものである。

図 15:ローカルアジェンダ 21 の取り組みによる自治体内の改善点(質問 20)

GNP	1 位	2 位	3 位
低	政府と民間のパートナーシップ	多様な利害関係者(multi-stakeholder)とのパートナーシップの採用	個人・団体等の社会構成主体(public)との協議プロセス
中	政府と民間のパートナーシップ	多様な利害関係者(multi-stakeholder)とのパートナーシップの採用	政策立案作業
高	部門間協力	公式計画の策定・実行	個人・団体等の社会構成主体(public)との協議プロセス

どの分野が最も進展したかについては、GNP カテゴリー毎に大きな違いが見られる。これはローカルアジェンダ 21 が、各地に特化する性質を持つためであると思われる。それぞれの自治体には各々の優先順位と力関係があり、それは各々に特色ある参加過程に現れている。また、参加過程の進展もしくは欠落を明確に確認するモニタリング機能の不足が、この結果に反映していることも考えられる。

図 16 はローカルアジェンダ 21 の実行がいかに特定の問題分野に影響を及ぼしたかを表している。水質・水供給、及び個人・団体等の社会構成主体(public)の意識向上は、それぞれの GNP カテゴリーに横断的に見て取れるが、他の分野に関してはより大きな差異が認められる。中・高所得国の自治体においては、廃棄物の減量にローカルアジェンダ 21 が前向きな影響を及ぼしている。発展途上国の自治体は、コミュニティの強化と教育システムの分野における何らかの向上を報告している。教育システムの改善に関しては、発展途上国よりも、高所得国の自治体が多くの報告を寄せている。

全般的に、人権、女性問題、貧困緩和などのより抽象的な課題よりも、より具体的な課題が高いレベルの成功を収めているという傾向が現れてきている。抽象的な課題の改善度合いを評価することの困難さが、この傾向の一因であると思われる。各課題に対してローカルアジェンダ 21 が及ぼした前向きな影響は、大から小までの段階で評価されている。ローカルアジェンダ 21 の実行によって、特定の課題が大きな影響を受けたと認識されている事例は非常に少ない。これには、ここで評価されているローカルアジェンダ 21 行動計画が、過去 10 年の間に開始されたという事実が反映されていると言える。大きな影響は、行動計画が長期間にわたって実行され、効果的なモニタリングおよび評価メカニズムが機能している場合にのみ、目に見えるものになると考えられるからである。

図 16:ローカルアジェンダ 21 の取り組みが前向きな影響を及ぼした分野(質問 21)

GNP	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
低	水の供給	個人・団体等の社会構成主体(public)の意識向上	水質	コミュニティの強化	教育システム 衛生
中	都市の美化	個人・団体等の社会構成主体(public)の意識向上	水の供給	水質	廃棄物の減量
高	教育システム	廃棄物の減量	個人・団体等の社会構成主体(public)の意識向上 水の供給	水質	省エネルギー

3.5. ローカルアジェンダ 21 実行の障害は何か

自治体は、ローカルアジェンダ 21 の取り組みの顕著な進展に寄与してきたが、これらの活動を困難にする障害もまた存在する。以下の質問は、これらの障害を特定しようとするものである。

No.	自治体調査票
14	あなたの自治体の、ローカルアジェンダ 21 もしくは持続可能な開発に関する行動計画の策定及び実施の障害となっている主な問題は何ですか
15	あなたの自治体が、他の政府からの制約を受けずに独自で政策立案と意思決定を行う可能性は、「非常に制限されている」から「非常に可能性が高い」までの段階のどれにあてはまりますか
No.	**自治体連合組織調査票**
9	貴国の自治体がローカルアジェンダ 21 の取り組みを実行するにあたって主な障害となるものは何ですか

活発なローカルアジェンダ 21 の取り組みに向けて顕著な進展が見られるものの、自治体は多様な障害にも直面している。GNP の大小、国家キャンペーンの有無にかかわらず、不十分な財政支援がローカルアジェンダ 21 を実行する自治体にとっての最大の障害となっている(図 17)[11]。国及び連邦政府からの支援の欠如も、自治体共通の経験である。発展途上国では、専門知識と情報の欠如も主な障害となっている。財政及び国の支援に加えて、中 GNP カテゴリー国の自治体は、コミュニティの関心を喚起する困難にも直面している。先進国における主な障害は、財政支援、コミュニティの関心、そして部門間協力の欠如であり、国の支援の欠如がこれに続く。

自治体連合組織調査に回答した組織も、主な障害として、情報と専門知識の不足、財政及び国の支援の欠如を挙げている(自治体連合組織調査質問 10)。

[11] 複数回答可

図 17:ローカルアジェンダ 21 共通の障害(質問 14)

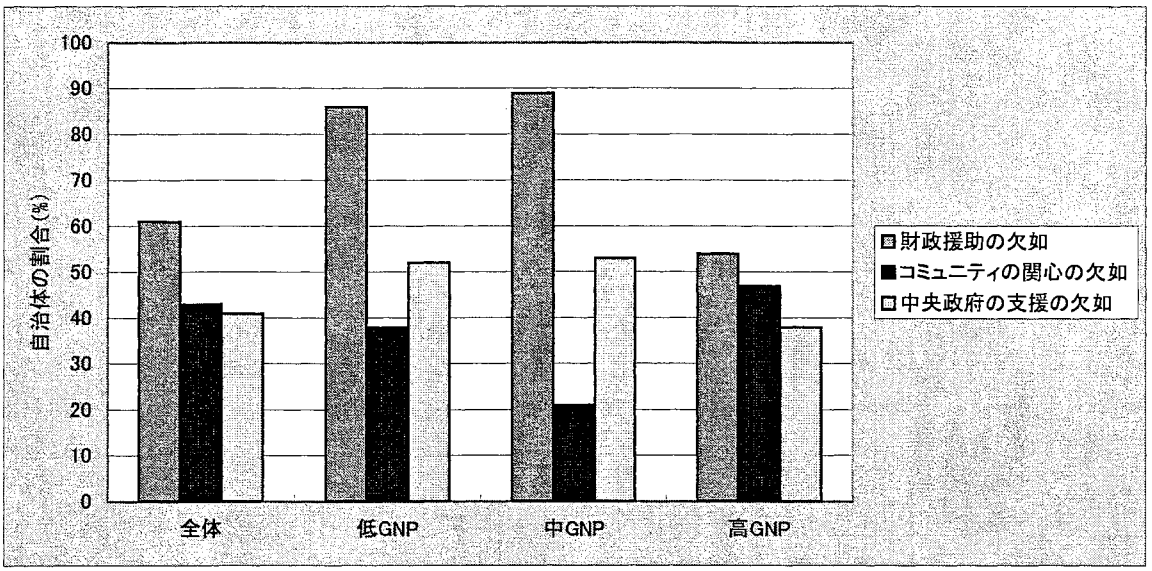

上記の質問は、ローカルアジェンダ 21 を実行する自治体が直面する直接的な障害を特定するためのものである。この他に、自治体が他のレベルの政府に依存せずに前向きな変化を及ぼすことができると考えられる政策領域の定義に関する質問も行った。

世界的に、自治体は、どの政策分野に関しても、変化を及ぼす確実な見込みがあるとは考えていないことが明らかになった。自治体の力不足は、ローカルアジェンダ 21 の取り組みの実効性に対する根本的な障害である。この枠内において、全ての GNP カテゴリーに属する自治体の大部分が、彼らが他のレベルの政府に依存せずに変化を及ぼすことができる可能性が最も高い部門として、環境政策を挙げている。経済政策は彼らの管理能力が最も及ばない分野として位置づけられている。この認識は、多くの自治体における環境政策への傾倒を説明するものであると思われる。

3.6. 将来のローカルアジェンダ 21 の取り組みはどこへ向かうのか

以下の質問はローカルアジェンダ 21 の取り組みが将来どのように進展し、また何を必要としているのかを理解するためのものである。

No.	自治体調査票
23	将来見込まれるローカルアジェンダ 21 活動への財源は、a) 増加する b) 現状維持 c) 減少する
25	地域レベルにおいて持続可能な開発を達成するにあたり、どのような国レベルの支援を期待するか、順位付けて下さい

自治体が回答した障害の多くは、より多くの連邦及び国家的な財政・政治的支援の必要性を示している(障害セクションを参照)。究極的には自治体がローカルアジェンダ 21 の取り組みをリードするものの(利害関係者セクションを参照)、明らかにされた障害から、中央政府にも果たすべき役割があることは明らかである。図 18 は将来のローカルアジェンダ 21 の取り組みに寄与する国レベルの活動を示している。資金の欠如は、引き続き主

な考慮領域である。より全般的な持続可能な開発の促進政策が国レベルでなされていることに鑑み、自治体は、ローカルアジェンダ 21 への国の直接的なコミットメントと支援が、その取り組みの成功に必須であると感じていることも明らかになった。

図 18: 自治体が国レベルに期待する変化(質問 21)

GNP	1 位	2 位	3 位
低	ローカルアジェンダ 21 への国のコミットメント	十分な資金提供	自治体への権力委譲
中	十分な資金提供	持続可能な開発政策への国の政治的支援	ローカルアジェンダ 21 への国のコミットメント
高	十分な資金提供	持続可能な活動のインセンティブとなる税制の導入	持続可能な製品や活動を支援する国の規制

自治体は世界的にローカルアジェンダ 21 活動に対する資金援助が増加すると見込んでいるが、この大まかな傾向には多少の差異が内在している(図 19)。先進国における資金援助の見込みは、現状維持もしくは増加であるのに対し、発展途上国及び中 GNP カテゴリー国の自治体は、資金援助の増加に確信を持っている。

図 19: 資金援助の傾向予測(質問 23)

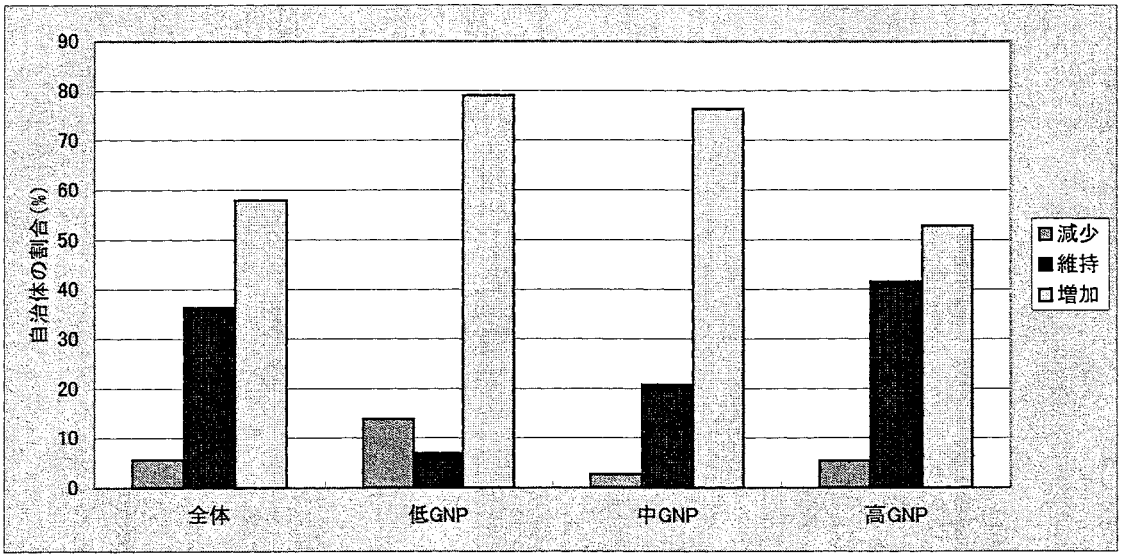

英国

英国における国レベルのローカルアジェンダ 21 イニシアティブは、1993 年、5 つの自治体の連携によって発足した。このキャンペーンを通じて、英国の状況に即してローカルアジェンダ 21 原則を適用する、多様な利害関係者による運営委員会が設立され、具体的手段、マニュアルなど自治体向けのガイドとなる文書が作成された。1997 年には、トニー・ブレア首相が全ての英国の自治体がローカルアジェンダ 21 計画を完了することを目標として公式に表明し、現在に至るまで 60%以上の自治体が実際にそれを実行している。2000 年 12 月の段階で、90%以上の自治体がローカルアジェンダ 21 文書を作成している（Local Government Association、2000 年）。

2000 年は、持続可能な開発が、「自治体法 2000」を通じて他のイニシアティブと統合されたことを受け、ローカルアジェンダ 21 の進展にとっての転換期としても位置づけることができる。この法律は、全ての自治体に対して各地の健全な社会・経済・環境と、英国における持続可能な開発に向けた「コミュニティプラン」の作成完了を義務付けるものである。現在必要な努力は、自治体がコミュニティプランを通じて本質的に持続可能な開発を追求し、すでにある作業やネットワークを基盤としてその実行を確保することである。

トルコ

1997 年、地中海東部及び中東地域の自治体国際連合（the International Union of Local Authorities-Eastern Mediterranean and Middle East: IULA-EMME）が、キャパシティ 21 の支援を受けて「トルコにおけるローカルアジェンダ 21 の周知と展開」プロジェクトを立ち上げた。このプロジェクトは、参加、関係者の取り組み過程への包含、パートナーシップの形成、そして自治体における意思決定過程の分権化を基盤とする地方行動計画の開発・進展に対する自治体の許容能力を議論することを目的としていた。また、このプロジェクトは 1999 年 12 月に成功裏に終了し、キャパシティ21 の支援の元 50 カ国で行われたプロジェクトの内最も成功し、進展を促したものとして選ばれた。

これらの成果を基盤として継続プロジェクトが 2000 年 1 月に立ち上げられた。このプロジェクトは市民社会が意思決定にコミットし、自治体の投資に影響を及ぼす能力を持つことを確保することによって、地方分権の強化を目指すものである。この継続プロジェクトは 5 つの主たる目的を包含する。それらは、 プロジェクトパートナー（参加自治体）の数を 50 以上に引き上げること、 ローカルアジェンダ 21 の取り組みが自治体の意思決定に影響を及ぼす仕組みを構築すること、 国全体に渡る個人・団体等の社会構成主体（public）の意識向上と国際的な存在感を創出すること、 ローカルアジェンダ 21 が長期的な支援を受け、それが国全体に拡大し得る状態にすること、 ローカルアジェンダ 21 の取り組みが 1999 年 8 月 17 日に起きたマルマラ地震の復興を促す役割を果たすこと、である。トルコのプロジェクトパートナーは現在 48 市、5 自治体連合組織に及んでいる（IULA-EMME、2001）。

ペルー

生活のための都市フォーラム（the City for Life Forum）は、1996 年、都市環境成功事例プロジェクトの副産物として活動を開始し、現在はペルーの国家レベルでのローカルアジェンダ 21 キャンペーンとして機能している。

このフォーラムには、ペルーの自治体、大学、NGO、企業の代表者が参加している。中央政府の支援がないにもかかわらず、フォーラムは自治体レベルのローカルアジェンダ 21 の取り組み数を僅か 2 から 15 までに引き上げた。また、フォーラムは、被害を受けやすい現地住民が直面する重要な環境問題と、それらの問題に対処する許容能力に関する理解を促進させた。

生活のための都市フォーラムは、不安定な財政と非力な地域組織にもかかわらず発展を続けている。この成功の要因として、市長の協力的な政治的決断、大規模で恒常的な個人・団体等の社会構成主体(public)の参加、成功裏に行われた具体的なプロジェクトと調査研究などを挙げることができる。市民社会と自治体とのパートナーシップの向上もフォーラムの成功に大きく貢献した。2001 年には、新たに構成された中央政府が、フォーラムの実績の重要性を認め、フォーラムは、リオ＋10 の委員会へ参加することとなった。この国家支援は、ペルーにおけるローカルアジェンダ 21 の将来にとって明るい兆しである(Miranda, L.と Hordijk, M.による共著、1998 年)。

日本

アジェンダ 21 に向けた日本の国レベルでの行動計画は 1993 年に可決されており、これはローカルアジェンダ 21 の取り組みに対する国全般に及ぶ財政・技術支援を含んでいる。日本の国家キャンペーンは、結果としてローカルアジェンダ 21 の取り組み数の顕著な増加をもたらした。1996 年にローカルアジェンダ 21 を実施していた自治体は僅か 26 であったが、2001 年には 110 にまで増加した。日本には 3,000 以上の自治体が存在するが、現在ほぼ全ての都道府県と大都市がローカルアジェンダ 21 の取り組みを採用しており、ここに住む人口は日本の大部分を占める。

日本におけるローカルアジェンダ 21 の特色の一つは、自治体の行動計画作成に重点が置かれ、評価プロセスの実行があまり強調されていないという点である。これは時として、利害関係者の取り組み過程への包含の不足や、実行及びモニタリングに対する関心の欠如といった結果を招く。しかしながら、過去 10 年に渡り、日本では、市民組織が力を付け、次第に公式なパートナーとして扱われることが多くなった。自治体には、情報提供と財政支援を通じて市民組織の活動の支援することが求められている。ローカルアジェンダ 21 は、日本における地域社会のガバナンスと持続可能な開発に対する方法論として、引き続き進展するであろう。(ICLEI、2001)。

ヨーロッパの持続可能な都市キャンペーン (European Sustainable Cities and Towns Campaign)

ヨーロッパの持続可能な都市キャンペーンは、1994 年デンマークのアールボーグ(Aalborg)で開かれた第 1 回ヨーロッパ持続可能な都市会議において発足した。この会議の結果として、ローカルアジェンダ 21 及びそれに類似するプログラムを通じて地域レベルでの持続可能な開発の実施に関する要綱を纏めた、アールボーグ憲章が採択された。このキャンペーンは、5 つの組織[12]が提携して支援している。これらのパートナーは、キャンペーンに参加する自治体に対してトレーニング、情報、資源を提供し、持続可能な開発を促進する役割を果たしている。このキャンペーンは、第 1 回会議のフォローアップとして開催された一連の地域会議によっても推し進められている。

[12] 欧州都市地域評議会(the Council of European Municipalities and Regions: CEMR)、欧州都市連合(Eurocities)、国際環境自治体協議会(the International Council for Local Environmental Initiatives: ICLEI)、都市連合機構(the United Towns Organization: UTO)、世界保健機構(the World Health Organization: WHO)の健全な都市プロジェクト(Healthy Cities Project)

現在 1,300 以上のヨーロッパ自治体が、アールボーグ憲章に署名し、ヨーロッパの持続可能な都市キャンペーンに参加することによって、持続可能な開発にコミットしている。これは、現在のところ自治体における持続可能な開発とローカルアジェンダ 21 に関する最大の地域キャンペーンである。

2001 年のローカルアジェンダ 21 調査は、国際的な持続可能性に関する合意に基づき、持続可能な開発に対する地域のコミットメントと行動が継続的に進展していることを浮き彫りにした。この進展は、自治体とそのコミュニティの主導によるものであるが、一方で自治体連合組織、中央政府、国際機関、コミュニティグループ、NGO、その他多くの協力者の支援によるものでもある。ローカルアジェンダ 21 は、より広範なコミュニティの参加を伴って、合意から行動の段階に入った。

2001 年末までに、世界 113 カ国 6,416 の自治体がローカルアジェンダ 21 の取り組みを開始する。調査対象となった自治体によれば、これらのローカルアジェンダ 21 の取り組みの内 61%が、行動計画フェーズに進んでいる。これらの文書の内 8-9%は利害関係者の参画をもって作成された。全体として、報告されたローカルアジェンダ 21 の内、73%において利害関係者グループがその取り組み過程におけるパートナーとして参加している。

調査の結果示された課題及び世界的なローカルアジェンダ 21 策定のパターンは、コミュニティ自身の多様性を反映している。ローカルアジェンダ 21 の取り組みが前向きな影響を特に及ぼしている分野は、水の供給、都市の美化、教育システム、持続可能性に関する個人・団体等の社会構成主体(public)の意識向上、廃棄物の減量、コミュニティの強化、衛生、そしてエネルギー効率である。発展途上国における活動は経済開発に重点が置かれ、そこでは貧困緩和と能力構築(キャパシティビルディング)に関連するプログラムが現在行われている。ローカルアジェンダ 21 の取り組みのレベルは地域(World Region)及び GNP カテゴリーによって大きく異なるが、全ての GNP カテゴリーに属する自治体が地域の持続可能な開発をさらに支援する国家政策環境の必要性を示している。

調査結果は、自治体レベルでの強いコミットメントを継続し、適切で効果的な行動をさらに拡大するために取るべき行動を以下のように示唆している。これらの行動の多くは 1997 年のローカルアジェンダ 21 調査結果と整合性を保っており、また 1997 年から 2001 年までの 5 年間でその活動を大きく進展させた点からもその重要性が証明されている。

提案 1
個別の自治体において各々異なる現実に対処するための、国及び国際的な投資及び開発支援プログラムをデザインすること

世界的なローカルアジェンダ 21 活動の劇的な増加と、自治体及び自治体連合組織のローカルアジェンダ 21 の取り組みに対する指導的なコミットメントにもかかわらず、調査結果はローカルアジェンダ 21 実行に対する二つの主な障害を明らかにした。財政支援と中央政府の広範囲に渡る持続可能な開発政策に対する政治的コミットメントの欠如が、GNP の規模にかかわらず世界各国の自治体に障害として認識されている。

しかしながら、共通の障害が認識されているものの、地域(World Region)及び GNP カテゴリーによって自治体のローカルアジェンダ 21 の取り組みの段階はしばしば異なり、また大きく違う事象を優先的に扱うことがある。

世界調査に対する回答は、ローカルアジェンダ 21 活動が環境と持続可能な開発に関わる問題を優先的に扱っていることを示しているが、発展途上国の自治体の内 34%は経済開発を彼らの活動の優先事項としている。また、発展途上国では、他の GNP カテゴリーに属する国よりもはるかに高い割合で、利害関係者の参画とリーダーシップが機能していることが判った。

これらの多様な状況に対応するため、効果的な国的及び国際的な支援プログラムは、自治体レベルにおける包括的な協議とコミュニティ分析の結果導き出されたニーズ、過程、及び行動計画に対する投資を重点的に行う必要がある。自治体レベルでの活動の効果と各地域の異なる状況と優先事項を認識する、国家的及び国際的な支援を増加させることによって、大局的には最大の進展がもたらされるであろう。

提案 2
進展をモニタリングし評価する、地域レベルでの適切な仕組みの構築を支援すること

モニタリングと評価に関する問題は、いくつかのレベルに関連している。自治体は、結果を改善するためにアプローチの方向性を見直す上で、自らの政策と行動を定期的に評価する必要がある。また、中央政府は、地域コミュニティと、国の優先順位との整合性について理解する必要がある。

地域レベルでは、自治体が具体的な行動を通じて自らのローカルアジェンダ 21 の取り組みを進展させてきた。この実績の影響を完全に理解し、自治体及び中央政府の政策との的確な整合性を確保するにあたって有効なモニタリング及び評価システムを、自治体と国双方のレベルに整備することが重要になっている。長期的視点から、異なるレベルの政府間において整合性を保つモニタリングプロセスは、利害関係者に対して、ローカルアジェンダ 21 の取り組みに関する情報提供、教育、参画促進を行うための有益な手段を提供し得る。しかしながら、ローカルアジェンダ 21 が地域毎に多様な優先課題に取り組むものであるがゆえに、このモニタリング手段は、これら個別の状況に対応していなければならない。

回答を寄せた自治体の 3 分の 1 は何らかの形でモニタリングを行っているが、活動に対する国のモニタリングと整合性を維持した形で、地域レベルにおいて適切な評価の方法論を確立しなければ、これらのプログラムが及ぼす本質的な影響の程度を測ることは困難である。世界的には、国連人間居住委員会（ハビタット）が人間住居の状況と傾向を評価・モニタリングする世界都市モニタリング（Global Urban Observatory）を通じて、ハビタットアジェンダの意欲的なモニタリングを実行している。しかしながら、この方法論は、モニタリング対象となっている課題を、地域（ローカル）に適切な形で扱うために、さらに洗練される必要がある。自治体の国レベルでの連合組織と、国や国際機関は、ローカルアジェンダ 21 活動の進展をモニタリングする上で、その影響を定義し、理解するための統一された手段の提供に向けて協力する必要がある。

提案 3
特に低・中程度の経済カテゴリーに属する国において、国レベルでローカルアジェンダ 21 キャンペーンを支援すること

国家キャンペーンの存在は、ローカルアジェンダ 21 の取り組みの増加に強く関連しており、また国家キャンペーンを伴うローカルアジェンダ 21 の取り組みはより「活発な」ものとなり得る。中央政府によって支持され、財政支援を受けている国家キャンペーンは、引き続きローカルアジェンダ 21 活動の進展を促進するものとなっている。全世界でローカルアジェンダ 21 の取り組みを実施している合計 6,416 の自治体の内、2,682 の取り組みがローカルアジェンダ 21 に関連する国家キャンペーンが行われている 18 カ国に存在している。これら同様の取り組みは、コミットメント(関与)からアクション(行動)のフェーズに移行し、ビジョン策定、行動計画立案、もしくはモニタリングプログラムなどを実行しているように見受けられる。

例えば、スウェーデンの国家キャンペーンは、国内の自治体のほぼ 100%が、活発にローカルアジェンダ 21 の取り組みにコミットするという結果を導き出した。ノルウェーや英国などにおける発達した活動も、国家キャンペーンの存在と関係している。また、この観点から、調査結果は、国のローカルアジェンダ 21 プログラムを促進し、実行する自治体連合組織の重要性も浮き彫りにした。たとえ国家キャンペーンが存在しなくとも、自治体連合組織は、しばしば強力にコーディネートを行う役割を果たす。しかしながら、現在のところ、強力な国家キャンペーンは高 GNP カテゴリーの国で主に行われている。国家キャンペーンを伴って行われているローカルアジェンダ 21 の取り組みの 86%は、この経済カテゴリーに属している。

中 GNP カテゴリーの国々は、ローカルアジェンダ 21 の取り組みの数を 1997 年の 27 カ国 118 件から、2001 年末の 57 カ国 808 件にまで増加させている。その内、321 件は国家キャンペーンを有する 7 カ国において行われている。この経済カテゴリーに属する国は、世界中に散らばって存在しており、従って特に協力的な国家キャンペーンが行われれば、ローカルアジェンダ 21 の進展が世界中に拡大する大きな可能性を有している。

低 GNP カテゴリーに属する発展途上国においては、ローカルアジェンダ 21 にコミットする自治体の数が最も少なくなっている。これらの国々の都市が受けている中央政府の支援はかなり小さく、また実行されている国家キャンペーンの数も最少となっている。しかし一方では、全体数は少ないものの、ローカルアジェンダ 21 の取り組み数が過去 5 年間で 3 倍になっている。また、これらの取り組みは、意思決定過程における利害関係者の参画が平均レベルよりも高いという点からも判るように、コミュニティが強くコミットしているという特徴を持っている。国家キャンペーンによってこの GNP カテゴリーにおいて最大の障害とされている専門知識と情報の不足に対処することが可能である。

国家キャンペーンは、動機付け、情報提供、同様の関心と障害を持つ自治体のネットワーク構築をするにあたって重要であるが、これらのキャンペーンは、あくまでも財政支援及び地域のイニシアティブを強化する政策環境に対する支援として設計されなければならない。

提案 4
持続可能な開発を進展させるための自治体の能力を強化する国家政策を策定すること

調査結果は、全ての GNP カテゴリーにおいて、自治体がローカルアジェンダ 21 の取り組みの主導的な役割を担っており、有給職員の提供と財政支援という点で最大の貢献をしている事を明確に示している。しかしながら、コミュニティに直接的な影響を及ぼす問題への対処に必要な資源を確保するための、制度的・法的な権力を、自治体が有していないことがしばしばある。自治体は、コミュニティの優先事項に最も効果的に対応できる自らの能力を阻害しない財政の枠組みなど、協力的な政策環境の構築に関して、中央政府に依存している。発展途上国と先進国双方において、租税政策、不合理な補助金や自治体へのファンディング構造を再評価・改善しなければならない。上記項目の再評価・改善によって、自治体の対策及び新制度構築を促進する国家政策の究極的な効果が期待できる。

ローカルアジェンダ 21 の実行は、政治的決断、長期的な資金援助、継続的な職員の補充などを用件とする深いコミットメントを意味する。この取り組みを真に成功裏に遂行するためには、個人・団体等の社会構成主体(public)の参画を長期的な過程を通じて形成し、その間自治体のエネルギーを維持するといった努力が必要となる可能性がある。相互補完的な活動を生み出し、一貫性のある政策を保障し、長期的な重点課題を定めるための、ローカルアジェンダ 21 への中央政府の政治的なコミットメントの強化、持続可能な開発への支援政策、そしてあらゆるレベルの政府間パートナーシップは、自治体の能力を大きく向上させ、それによって持続可能な開発に関する国家アジェンダを進展させるであろう。

結論

過去 5 年間のローカルアジェンダ 21 の取り組みの劇的な進展は、多様な利害関係者(multistakeholder)による参加型の計画立案プロセスが、世界的に合意された関心に基づく自治体の課題に対応するために、引き続き適切であることを示している。これらの自治体におけるイニシアティブの成功は、ローカルアジェンダ 21 の自治体行政システムへの統合的採用と、大気質(air quality)、水資源管理、個人・団体等の社会構成主体(public)の参加などの特定問題領域における改善によって証明される。しかしながら、一貫したモニタリング及び評価(evaluation)の仕組みがない状況においては、総合的な評価(アセスメント)プロセスの構築は困難なままである。

過去 10 年間で、ローカルアジェンダ 21 を通じ、持続可能な開発を実現しようとする自治体のコミットメントの増大が明らかになった。今後は、新たな「行動」への貢献と、あらゆるレベルの政府による強固なパートナーシップ制度の構築が、目的・対策・進展の共有を確かなものにするために必要不可欠である。

Arab Urban Development Institute (AUDI), Saudi Arabia
Tel: +966-1/481 6585
Fax: +966-1/480 2666
Email: info@araburban.org
Website: http://www.araburban.org/

Centre for Environment and Development for the Arab Region and Europe (CEDARE), Egypt
Tel: +202/4513921
Fax: +202/4513918
Email: email@cedare.org.eg
Website: http://www.cedare.org.eg/index.htm

CityNet, Japan
Tel: +81-45/223-2161
Fax: +81-45/223-2162
Email: info@citynet-ap.org
Website: http://www.citynet-ap.org

Council of European Municipalities and Regions (CEMR), France
Tel: +33 (0)1/44 50 59 59
Fax: +33 (0)1 44 50 59 60
Email: cemr@ccre.org
Website: http://www.ccre.org/

European Sustainable Cities and Towns Campaign, Belgium
Tel: +32 2/230 53 51
Fax: +32 2/230 88 50
Email: campaign.office@skynet.be
Website: http://www.sustainable-cities.org

International Council for Local Environmental Initiatives (ICLEI)
World Secretariat, Canada
Tel: +1-416/392-1462
Fax: +1-416/392-1478
Email: iclei@iclei.org
Website: http://www.iclei.org

International Union of Local Authorities (IULA), Netherlands
Tel: +31-70/306-6066
Fax: +31-70/350-0496
Email: iula@iula.org
Website: http://www.iula.org

Managing the Environment Locally in Sub Saharan Africa (MELISSA), South Africa
Tel: +27-12/349-2994
Fax: +27-12/349-2080
Email: melissa@melissa.org
Website: http://www.melissa.org

UN Human Settlements Programme (UN-Habitat) Sustainable Cities Programme
Tel: +254-2/623-225
Fax: +254-2/623-715
Email: scp@unchs.org
Website: http://www.unchs.org/scp

UN-Habitat—Urban Management Programme (UMP), Kenya
Tel: +254-2/623-414
Fax: +254-2/623-536
Email: ump@unchs.org
Website: http://www.unhsp.org/ump/

UN Development Programme—
Capacity 21, U.S.A.
Tel: +1-212/906-5059
Fax: +1-212/906-6973
Website: http://www.undp.org/capacity21

World Health Organization—Healthy Cities Project, Denmark
Tel: +45 39/17 12 24
Fax: +45 39/17 18 60
Website: http://www.who.dk/healthy-cities/

ICLEI 発行の文献

International Council for Local Environmental Initiatives (ICLEI) and International Development Research Centre. 1996. The Local Agenda 21 Planning Guide. ICLEI, International Development Research Centre, and UN Environment Programme. Toronto, Canada.

ICLEI. 1997. Local Agenda 21 Survey. UN Department for Policy Coordination and Sustainable Development. (Website: http://www.iclei.org/la21/la21rep.htm)

ICLEI. 1998. Barriers to the Implementation of Local Agenda 21. UN Commission on Sustainable Development, New York. (Website: http://www.iclei.org/la21/barriers.htm)

ICLEI. 1999. Asia-Pacific Local Agenda 21 Resource Guide. Toronto, Canada. (Website: http://www.iclei.org/la21/map/intro.htm)

ICLEI. 2001. Survey Report on the Implementation of Agenda 21 by Local Governments in Japan. Tokyo, Japan.

ICLEI. 2002. Dialogue Paper by Local Authorities – Accelerating Sustainable Development: Local Action Moves the World. New York: UN Secretariat for the World Summit on Sustainable Development. (Website: http://www.iclei.org/johannesburg2002/final_lgdp.pdf)

Local Authorities Self Assessment of Local Agenda 21. 2001. Accelerating Local Sustainability. Freiburg, Germany.

その他の文献

International Union of Local Authorities – Eastern Europe and Middle East, Capacity 21, United Nations Development Programme. 2001 Implementing Local Agenda 21 in Turkey. Istanbul: Turkey

Korean Council for Local Agenda 21. 2001. Local Agenda 21: Survey of Korea Local Authorities. Republic of Korea.

Laferty, E (ed). 1999. Implementing LA21 in Europe: Oslo, Norway: ProSus.

Local Government Association. 2000. Local Government Survey. United Kingdom.

Miranda, L., Hordijk, M. 1998. "Let us Build Cities for Life," Environment and Urbanization, v.10, n 2.

World Bank. 2001. World Development Indicators. Washington, D.C

付録 1

自治体連合組織調査票

自治体連合組織/機関調査

LOCAL AGENDA 21

Survey of Local Authority Association/Institutions

ICLEI International Council for Local Environmental Initiatives

UNCSD Secretariat

capacity

あなたの経験が必要です！

現在、ローカルアジェンダ 21（地球規模の持続可能な開発に向けた行動計画）を行う地方自治体政府の活動を国際的に認識する重要性が高まっています。2002 年には、われわれがあなた方の行動の結果をリオ＋10（アジェンダ 21 の地球規模の進展に関する特別サミット）に提出します。

ローカルアジェンダ 21（LA21）の定義：

ローカルアジェンダ 21 は、アジェンダ 21 の目標を地域レベルで達成するために、持続可能な開発に向けた優先的な課題に取り組むための長期的な行動計画を策定・実践する、参加型で、多様な利害関係者によるプロセスである。

以下の記入方法に沿って回答してください。

1. ご本人もしくは貴連合/機関において回答記入に適当と思われる方が記入を全て行ってください。
2. ICLEI に記入済みの解答用紙のコピーを郵便または FAX にてお送りください。

ICLEI アジア太平洋事務局・日本事務所

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-9-7 飯倉ビル 3 階

（財）地球・人間環境フォーラム内

TEL: 03-5561-9735

FAX: 03-5561-9737

回答に際しては、以下の基準の少なくとも 1 つを満たす貴自治体における持続可能な開発プロセスを対象としてください。

1. 長期的に持続可能な開発の行動計画を策定する。政策調整団体の役割を担う地域の利害関係者グループを編成し、計画策定プロセスをマルチセクター間で取り決める。
2. ビジョンの共有化を図り、具体的活動の提案を行ってこれらに優先順位をつける。そのために、コミュニティグループ、NGO、企業、教会、政府機関、専門家グループ、組合などのコミュニティパートナーと協議を行う。
3. 地域の社会・経済・環境の現状とニーズに対応するため、参加型のアセスメントを行う。
4. 行動計画に掲げたビジョンと目標を達成する為、主要な利害関係者間の話し合いを通じて参加型の目標設定を行う。
5. 進捗状況を追跡調査し、参加者が行動計画に対して互いに責任を持てるようにするため、地域の指標をふくむモニタリングと報告の手順を設定する。

ここから質問が始まります。

01 回答を記入される方のご連絡先

回答者名
職位
連合/機関名
住所 〒
TEL
FAX
E-mail

02 貴連合/機関は、地方自治体の LA21 策定又は類似する持続可能な開発（SD）計画過程に対してどのような役割を果たしていますか（○にチェックをしてください）

- ○ 現在は特に何の役割も果たしていない
- ○ LA21 又は類似の SD プロセスを支持している
- ○ LA21 又は類似の SD 活動の情報収集をしている
- ○ LA21 又は SD 活動を行う地方自治体政府を援助している
- ○ その他（下に具体的に説明してください）

03 ローカルアジェンダ 21 に対する援助を行っている場合、その内容をお答えください。（○にチェックをしてください）

- ○ 情報提供
- ○ 政策手段紹介
- ○ セミナー
- ○ 会議
- ○ アドバイス
- ○ ネットワーク構築
- ○ ベストプラクティス紹介
- ○ プロジェクト
- ○ 技術援助
- ○ 意見交換
- ○ 資源援助
- ○ トレーニング
- ○ 勉強会
- ○ 初期費用負担
- ○ 政策ガイダンス
- ○ キャンペーン
- ○ 調査
- ○ 広報誌発行
- ○ 制度的強化
- ○ その他（具体的には）

04 貴連合/機関はローカルアジェンダ 21 以外の形でその計画過程を命名していますか

○ している　○ していない　○ わからない

どのような名称をお使いですか

05 貴連合/機関が LA21 又は類似する SD 計画過程を定義するにあたり、採用されている基準はどれですか

あてはまる対応全てについて、基準として最も重視されているものに「1」を、順に「2」「3」・・・と順位をつけてください

- 位　持続可能な将来に向けた将来像に関して合意を形成しなければならない
- 位　地域市民の参加プロセスを構築しなければならない
- 位　計画過程を監督する円卓会議、各利害関係者グループ、公開討論会もしくはそれらと同等の他部門型コミュニティグループを設立しなければならない
- 位　経済・社会・環境に対する需要を統合的に認識・提示しなければならない
- 位　行動計画を準備しなければならない
- 位　具体的な長期目標を伴う行動計画を定めなければならない
- 位　監視と報告の枠組みを構築しなければならない
- 位　進展状況を監視する指標を確立しなければならない
- 位　その他（具体的に説明してください）

06 **貴連合/機関において、現在 LA21 又は類似の SD 計画過程に着手/実行している地方自治体政府はいくつ存在しますか**

貴連合/国における地方自治体政府の総数は [ ]

LA21 又は SD 計画過程に取り組む
地方自治体政府の総数は [ ]

これらの数値の根拠となったものは何ですか（○にチェックをしてください）

○ 調査　○ キャンペーンに参加するメンバーの数
○ 推測　○ その他（具体的に）

[ ]

07 **LA21 又は SD 計画過程において、以下の段階に到達している地方自治体政府があれば○にチェックをしてください。また、可能であればその地方自治体政府の数も記入してください。**

○ ローカルアジェンダ 21 の取り組みに公式に関与している	自治体政府の数
○ 地元市民との協議プロセスを開始している	自治体政府の数
○ 過程を監督する利害関係者又は類似の集団を形成している	自治体政府の数
○ 行動計画の準備を開始している	自治体政府の数
○ 行動計画の策定を完了している	自治体政府の数
○ 行動計画の実行に着手している	自治体政府の数
○ 監視及び報告の枠組みを構築している	自治体政府の数
○ 進捗を管理する指標を設定している	自治体政府の数
○ 不明	自治体政府の数

これらの数値の根拠となったものは何ですか（○に一つだけチェックをしてください）

○ 調査　○ キャンペーンに参加するメンバーの数
○ 推測　○ その他（具体的に）

[ ]

08 貴国における国家政府の関与は以下のどれに最も当てはまりますか

- ○ LA21 又は類似の SD 計画過程に正式に関与している
- ○ 地方自治体政府が LA21 又は類似の SD 計画過程を開発・準備するための財政支援を行っている
- ○ 地方自治体政府による LA21 又は類似の SD 計画過程実行を支持している
- ○ LA21 又は類似の SD 計画過程には関与していない
- ○ 不明

09 貴国の地方自治体政府がローカルアジェンダ 21 の取り組みを実行するにあたって主な障害となるものは何ですか

あてはまるもの全てについて、障害として最も重大なものに「1」を、順に「2」「3」・・・と順位をつけてください

- [位] 情報の不足
- [位] 専門知識の不足
- [位] 財政支援の不足
- [位] コミュニティの関心の不足
- [位] 地方自治体の関心の不足
- [位] 国家/連邦政府の援助の不足
- [位] 意思決定力の不足
- [位] 国際的なプロセスや機関とのつながりの不足
- [位] 部門間協力過程及び制度の不足
- [位] 優先順位確定に関するコミュニティの合意の不足
- [位] なし
- [位] その他（具体的に）

[ ]

10 ローカルアジェンダ 21 に関するより詳細な情報を希望しますか

○にチェックをしてください

○ 希望する　　○ 希望しない

11 **貴連合/機関における LA21 もしくは SD キャンペーンに参加している、もしくは貴連合/機関が本調査において正式に関与していると位置づけた地方自治体政府のリストを添付もしくは郵送してください**

可能であれば、担当者への連絡方法（お名前、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスなど）もお教えください

12 **貴連合/機関における LA21 もしくは SD 活動に関する追加情報がありましたらお送りください**

お送りいただく情報の種類の○にチェックをしてください

○ LA21 又は SD 計画過程への貴機関/国における地方自治体政府の関与度合いと活動に関する調査結果

○ LA21 又は SD 計画過程への公式な関与を構成地方自治体政府に求める形で、貴連合/機関が運営するキャンペーンに関する情報

○ LA21 又は SD 計画過程を実行する貴連合/機関における地方自治体政府を技術的に援助する目的で作成された、マニュアルやその他資料のリスト（可能であれば、参考資料として写しをお送りください）

○ その他（具体的に説明してください）

13 **貴連合/機関が支持する LA21 に関するネットワークのウェブサイト又は電子メールアドレスをお教えください**

14 **貴国における LA21 活動の情報収集にあたり、重要な機関/組織をご紹介ください**

ひとつ以上の機関/組織をご紹介いただける場合は、別紙に以下の情報を記入してください

地方自治体政府/機関/組織名
担当者名
職位
住所　〒
TEL
FAX
E-mail
LA21 ウェブサイト

ICLEI の調査にご協力いただきありがとうございました。

調査結果は、http://www.iclei.org/rioplusten に掲示されます。

付録 2

自治体調査票

世界統一調査票

ICLEI
International Council for
Local Environmental Initiatives

LOCAL AGENDA 21
Survey of Local Authority

capacity

UN CSD
Secretariat

LA21 調査票

設問1

この調査票記入者のご連絡先をご記入ください。
（日本語でご記入ください。）

アンケートご回答者のお名前: _____

部署名： _____ **役職名** _____

貴自治体名： _____

ご住所：

_____

市町村： _____ **都道府県：** _____

国： JAPAN **郵便番号：** _____

Telephone： _____ **Fax：** _____

E-mail： _____

LA21 WebAddress: _____

（上記連絡先のうち下記該当部分を、英文でご記入ください）

アンケートご回答者のお名前: _____

部署名： _____ **役職名** _____

貴自治体名： _____

ご住所：

_____

ICLEI ではローカルアジェンダ21の定義を以下のように考えています:

地域社会が、持続可能な発展のための優先的な課題に取り組み、長期的な行動計画を策定し実践することを通して、アジェンダ21の目標を地域レベルで達成するための、多様なセクターの参加プロセス

この定義を前提に以下の質問にお答えください

設問 2

以下の、持続可能な社会づくりのそれぞれのプロセスについて、貴自治体が該当しているかお尋ねします。

- 貴自治体が当てはまるものは、(yes か no を　で囲んでください。):

1.長期的な持続可能な発展を目指し、その調整や政策つくりを担うために、地域の様々なセクター(行政、企業、市民等)が計画策定に参加していますか？

Yes　　No

2. 将来のビジョンの共有、提案、優先すべき事項を取り決めるために、地域グループ、非政府団体、企業、教会、政府機関、専門家団体、組合などの地域のパートナー と、協議していますか？

Yes　　No

3.地域の社会、経済、環境のニーズについての参加型事前評価をしていますか？

Yes　　No

4.地域行動計画 で謳っているビジョンや目的を達成するために、地域の主要な関係者やパートナーが参加して目標設定を行いましたか？

Yes　　No

5.地域行動計画への信頼性を高めるため、進捗状況を把握するための地域指標などのモニタリングや報告を行っていますか。

Yes　　No

- **上記質問の 1 つ以上の項目に 'yes' と回答された場合は**, 引き続き、次ページ以降の設問にお答えください。

- **上記5つ全部に 'no' と回答された場合は、このアンケート調査はこれで終わりです。**

その場合は、下記のどちらかに○を付けて下さい。ご協力ありがとうございました。

(　)　地域の持続可能な発展へのプロセスに関する情報を希望します。
(　)　これ以上の情報は必要ありません。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

このアンケート調査についてご不明な点などありましたら、ICLEI 日本事務所までご連絡ください。

東京都港区麻布台１－９－７　(財)地球人間環境フォーラム内
TEL: 03 5561 9735　FAX: 03-5561-9737　E-mail:iclei_j@pop16.odn.ne.jp
担当:加藤、松田

一般質問

（以下、"ローカルアジェンダ 21 及び持続的発展が可能な社会づくりのプロセス"を"LA21"と記します）

設問 3

貴自治体が LA21 に着手するきっかけは何でしたか(該当するもの全てにチェック印を付けてください)。

- ❑ 国際機関及び 国際キャンペーン
- ❑ 政府による通達もしくは 法令
- ❑ 非政府団体による国内キャンペーン
- ❑ 地元の機関、組織、もしくはキャンペーン
- ❑ 一般的関心
- ❑ その他 (説明して下さい)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下、貴自治体の LA21 について、お尋ねします。

設問 4

あなたの自治体の議会は、持続的発展のためのビジョン・声明・コミットメントを採択あるいは準備しましたか。
（YES か NO、あるいは該当数字に〇をつけ、＿＿＿には数字をご記入下さい）

YES　　NO（設問 6 へ）

↓

① いつ採択しましたか。
（西暦＿＿＿＿＿年）

② 地域関係者と共同で準備しましたか。
（ YES　NO ）

準備段階におけるコミュニティの参加の程度を、1～5 で示してください。
（低い　1　2　3　4　5　高い）

進捗状況を測る指標がありますか。
（ YES　NO ）

ビジョンなどの期間は何年間ですか。
（ ＿＿＿＿＿ 年間）

その文書を、ローカルアジェンダ 21 と呼んでいますか。
（ YES　NO ）

設問 5

あなたの自治体の議会は、持続可能な社会を目指す地域行動計画を、採択もしくは準備しましたか。(YES か NO、あるいは該当数字に○をつけ、____には数字をご記入下さい)

YES　　NO(設問 7 へ)

↓

いつ採択しましたか。
(西暦_____年)

地域関係者と共同で準備しましたか。
(YES　NO)

③ 準備段階でのコミュニティの参加の程度を1～5で示してください。
(低い　1　2　3　4　5　高い)

進捗状況を測る指標がありますか。
(YES　NO)

地域行動計画などの期間は何年間ですか。
(_____ 年間)

その文書を、ローカルアジェンダ 21 と呼んでいますか。
(YES　NO)

設問 6

あなたの自治体の議会は、持続的発展のための政策や環境政策を、採択もしくは準備しましたか。(YES か NO、あるいは該当数字に○をつけ、____には数字をご記入下さい)

YES　　NO(設問7へ)

↓

いつ採択しましたか。
(西暦_____年)

地域関係者と共同で準備しましたか。
(YES　NO)

準備段階でのコミュニティの参加の程度を、1～5で示してください。
(低い　1　2　3　4　5　高い)

進捗状況を測る指標がありますか。
(YES　NO)

期間は何年間ですか。
(_____ 年間)

その文書を、ローカルアジェンダ 21 と呼んでいますか。
(YES　NO)

設問 7

あなたの自治体の議会は、環境の状況やモニタリング報告書を、採択あるいは準備しましたか。(YES か NO、あるいは該当数字に をつけ、____には数字をご記入下さい)

YES　　NO(設問 8 へ)

↓

いつ採択しましたか。
(西暦_____年)

地域関係者と共同で準備しましたか。
(YES　NO)

準備段階でのコミュニティの参加の程度を、1～5で示してください。
(低い　1　2　3　4　5　高い)

進捗状況を測る指標がありますか。
(YES　NO)

報告書がカバーする期間は何年間ですか。
(_____ 年間)

その文書を、ローカルアジェンダ 21 と呼んでいますか。
(YES　NO)

持続可能な発展を目指して

設問 8

下記の中で、あなたの自治体の 持続可能な発展を目指す LA21 に、最も近いものはどれですか(1つのみにチェック印を付けてください)。

- ❑ 経済発展に重点を置きつつ、環境及び社会問題にも配慮した活動
- ❑ 環境保全に重点を置きつつ、経済及び社会問題にも配慮した活動
- ❑ 社会的課題に重点を置きつつ、環境及び経済問題にも配慮した活動
- ❑ 環境、経済、社会問題を均等に重視した活動

設問 9

次にあげる持続可能な発展のための原則のうち、あなたの自治体のプロセスにおいて、重要な公式の原則はどれですか？　(該当するもの全てにチェック印をつけて下さい。)

❑ **参加**
社会の主要なグループが、直接関与する

❑ **透明性**
手順/方法に関する全ての情報が、誰にでも簡単に入手できる

❑ **パートナーシップ**
全ての協力者が提携し、共同の責任を 負っている

❑ **責任**
全ての協力者は、行動計画を実施する上でそれぞれの役割の責任を担っている

❑ **体系的な取り組み**
根本的な問題を取上げ、社会的、経済的、環境的な問題全体を解決していく

❑ **生態的限界**
地球の生態的限界を踏まえた生活をする.

❑ **平等 & 公平**
平等であり、環境にやさしく、社会的に公平な経済発展を目指し、人権問題を重んじている

❑ **将来への視点**
短期的及び長期的な問題を視野に入れている

パートナーシップの構築

***注)国際的には、自治体が LA21 に関与しないケースがあるため、以下のような質問になっています。**

設問 10

LA21 の中で、関係する多様な分野の人々のグループは、どのような役割をしていますか？（1 つにのみ印をつけてください）

- ❑ 今のところ、正規のグループは存在していない
- ❑ グループは、意見を述べている
- ❑ グループは、政策決定に関わっている
- ❑ グループは LA21 に責任があるが、活動予算を管理・使用していない
- ❑ グループは LA21 に責任があり、活動予算を管理・使用している

設問 11

LA21 の中で、自治体はどのような役割をしていますか？　(1つにのみ印をつけて下さい)

- ❑ 自治体は、関わっていない
- ❑ 自治体は、意見を述べている。
- ❑ 自治体は、政策決定に関わっている
- ❑ 自治体は、LA21 に責任があるが、活動予算を管理・使用していない。
- ❑ 自治体は、LA21 に責任があり、活動予算を管理・使用している

設問 12

LA21 に人々が参加する方法は？　(該当するもの全てに印をつけて下さい)

( )コミュニティーメンバー立会いの下での、一般公開会議/報告会
( )コミュニティーメンバーが参加した、地域フォーラム/公開会議
( )アンケート/調査
( )地域ワークショップ
( )コミュニティーメンバー参加を踏まえた、多様なセクターによる計画づくり
( )LA21 の進捗状況報告
( )専門家等のワーキンググループ
( )関係者等の部会
( )インターネットによる意見交換
( )どれにも当てはまらない
( )その他（明記して下さい):

_____

設問 13

LA21 に関与している団体/グループ/個人は、どのような支援をしていますか？（該当個所をチェックしてください）

US$1.00 = 110 円

団体/グループ/個人	正式に関与しているところに○印を記入	LA21 を率いているところに○印を記入	有給職員が参加しているところに○印を記入	年間業務時間をご記入ください。(時間/年)	財政支援をしているところに○印を記入	年間資金額を US$ でご記入ください (us$/年)	ボランティア支援しているところに○印を記入	年間業務時間をご記入下さい (時間/年)
政府								
地方自治体								
企業/民間ｾｸﾀｰ								
労働組合								
地域団体								
非政府団体								
教育機関								
マスコミ								
専門家団体								
研究機関 /学術団体								
少数民族								
女性グループ								
先住民								
青年団、青少年								
個人								
国際機関								
その他 (明記して下さい)								

行動計画

設問 14

あなたの自治体の LA21 行動計画の策定、もしくは実施を妨げている、現在の大きな問題は何ですか？ (該当するもの全てに印をつけてください)

( )情報不足
( )専門知識が不足
( )財政支援が不足
( )地域の関心不足
( )自治体の関心不足
( )ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ/ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸ不足
( )意思決定権限の不足
( )国からの支援不足
( )国際機関とのつながりが不十分
( )各部局間の調整不足
( )優先課題についての地域の同意が不足
( )問題はない
( )その他 (明記して下さい)

_____

設問 15

あなたの自治体が、政策決定や施策を実施することについて、政府あるいは他の自治体などからの制約はありますか。その程度に, "大変制約されている"から"大変良い"までのランク付けすると、どのようになりますか？(該当欄、番号に○をご記入ください)

部門	大変制約あり 1	制約あり 2	普通 3	良い 4	大変良い 5
社会政策	1	2	3	4	5
経済政策	1	2	3	4	5
保健衛生政策	1	2	3	4	5
環境政策	1	2	3	4	5
教育政策	1	2	3	4	5
土地利用政策	1	2	3	4	5
エネルギー政策	1	2	3	4	5

設問 16

今後 3 年～5年に、あなたの自治体が行うLA21 の中で、優先事項の高いものはどれですか？ (該当するもの全てに印を付けてください)

( )貧困緩和
( )交通機関
( )土地利用
( )経済発展
( )生物多様性
( )女性問題
( )教育 / 識字能力
( )ｺﾐｭﾆﾃｨｰ開発
( )雇用
( )家族計画
( )環境会計
( )治安
( )文化
( )ﾘｸﾘｴｰｼｮﾝ
( )消費パターン
( )気候変動対策
( )紛争の解決
( )水資源管理
( )エネルギー管理
( )大気汚染対策
( )能力開発
( )保健衛生
( )観光
( )自然資源管理
( )その他 (明記して下さい):

_____

設問17

下記の分野の中で、あなたの自治体が LA21 で着手している事業はどれですか？ (該当するもの全てに印を付けてください)

( )貧困緩和
( )交通機関
( )土地利用
( )経済発展
( )生物多様性
( )女性問題
( )教育 / 識字能力
( )ｺﾐｭﾆﾃｨｰ開発
( )雇用
( )家族計画
( )環境会計
( )治安
( )文化
( )ﾘｸﾘｴｰｼｮﾝ
( )消費パターン
( )気候変動対策
( )紛争の解決
( )水資源管理
( )エネルギー管理
( )大気汚染対策
( )能力開発
( )保健衛生
( )観光
( )自然資源管理
その他 (明記して下さい):

_____

進捗状況の把握

設問 18

LA21 は:

- ❑ 自治体のシステムとは別に実施されている　　**設問 20 へ**
- ❑ 自治体のシステムに組み込まれている　　**設問 19 へ**

設問 19

どのようなアプローチで、自治体組織に LA21 を組み込みましたか?　(該当するもの全てに印を付けて下さい)

- ❑ 職員１人以上が、持続的発展のための計画づくりの研修を受講
- ❑ 市全域のプロジェクトを、LA21 で実施
- ❑ 小規模のコミュニティープロジェクトを、LA21 で実施
- ❑ １つの部局が、LA21 を採用
  部局名をご記入下さい:_____
- ❑ ２つ以上の部局が、LA21 を採用
- ❑ 複数部局グループが、LA21 を採用
- ❑ 全部局が、LA21 事業を知っている
- ❑ 全部局が 、LA21 事業に参加
- ❑ 議員が、LA21 事業を知っている
- ❑ 自治体の外に地域委員/関係者グループ が形成され、自治体職員も委員として参加
- ❑ LA21 が、自治体システム全体に浸透
- ❑ その他 (明記して下さい):_____

設問 20

LA21 の実施によって、あなたの自治体の中に、前向きな変化はありましたか? (該当するもの全てに印をつけて下さい) :

( ) 政策策定
( ) 意思決定組織
( ) 各部局間の人材/資源等の配分
( ) 自治体の透明性
( ) 自治体の内規、基準 もしくは規約
( ) 自治体の計画策定 / 実施
( ) 行政と民間のパートナーシップ
( ) LA21 のための協同体制
( ) 部局間の協力
( ) 市民との協議プロセス
( ) 多様な関係者とのﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟの利用
( ) ない
その他 (明記して下さい)

_____

設問 21

LA21 の実施を通して、下記分野に**建設的なインパクト**がありましたか？それはどの程度ですか？（行動計画に対応するインパクトの程度を1つ選び、〇で囲んでください）:

分野	程度				分野	程度			
貧困緩和	大	中	小	無	街の美化	大	中	小	無
生物多様性	大	中	小	無	ｴﾈﾙｷﾞｰ保全	大	中	小	無
ゴミの削減	大	中	小	無	地域保健	大	中	小	無
持続可能な交通	大	中	小	無	識字能力	大	中	小	無
ｺﾐｭﾆﾃｨｰの強化	大	中	小	無	砂漠化 防止	大	中	小	無
女性問題	大	中	小	無	地域の治安	大	中	小	無
地域経済	大	中	小	無	災害対策	大	中	小	無
人権	大	中	小	無	基本的ニーズの充足	大	中	小	無
食料生産/分配	大	中	小	無	和平構築	大	中	小	無
温室効果ガスの削減	大	中	小	無	持続可能な観光	大	中	小	無
文化遺産	大	中	小	無	雇用創出	大	中	小	無
市民意識	大	中	小	無	大気質	大	中	小	無
水質	大	中	小	無	教育システム	大	中	小	無
水の供給	大	中	小	無	その他（明記してください）:	大	中	小	無
住宅	大	中	小	無					
土壌保全	大	中	小	無					
公衆衛生	大	中	小	無					

設問 22

あなたの自治体において、持続可能な発展のための活動は、どの程度の優先度がありますか？
5～1 のどれかを〇で囲んで下さい。(5 は優先順位が高く、1 は低いことを示しています。)

5　　4　　3　　2　　1

将来の見通し

設問 23

将来、LA21 事業への財源は: (1つのみ○で囲んでください)

増える　　変わらない　　減る

設問 24

国レベルでのどのような変化と、その変化の大きさが、地域レベルでの持続可能な発展に 影響しましたか? (該当する対策すべてをチェックし、影響度の欄に○を付けて下さい)

国の対策	多大な影響 1	かなり影響 2	影響あり 3	やや影響 4	影響がない 5
国の情報へのｱｸｾｽ度の進展	1	2	3	4	5
国のアジェンダ 21 への取組	1	2	3	4	5
環境や持続可能な発展のための活動を優遇する税制の導入	1	2	3	4	5
国の規定/条例を改正し、持続 可能な製品や活動を支援	1	2	3	4	5
地域環境を保全する権限を、自治体に委譲	1	2	3	4	5
自治体の持続可能な発展のための事業への、十分な資金提供	1	2	3	4	5
自治体の持続可能な発展のための事業への、国の政策的支援	1	2	3	4	5
持続的発展が不可能な事業や自然資源の利用に対する補助金の廃止	1	2	3	4	5
その他 (明記して下さい):	1	2	3	4	5

設問 25

地域レベルでの持続可能な発展のためには、国のどのような変化を期待しますか。1 番重要と思うものの横に「#1」2 番目には「#2」というように、順位を付けて下さい。

(#　) 国の情報へのｱｸｾｽ度の進展
(#　) 国の アジェンダ 21 への取組み
(#　) 環境や持続可能な発展のための活動を優遇する税制の導入
(#　) 国の規定/条例を改正し、持続 可能な製品や活動を支援
(#　) 地域環境を保全する権限を、自治体に委譲
(#　) 自治体の持続可能な発展のための事業への、十分な資金提供
(#　) 自治体の持続可能な発展のための事業への、国の政策的支援
(#　) 持続的発展が不可能な事業や自然資源の利用に対する 補助金の廃止
(#　) その他 (明記して下さい):_____

アンケート設問は以上 です。貴重な時間をお割きいただき、誠にありがとうございました。 アンケート結果 は集計後 、ウェブサイト(http://www.iclei.org/rioplusten)に掲載いたします。